

行政書士 しじおか

- ・新設・コンプライアンス部の取組
- ・第14回写真コンクール入選作品発表



静岡県行政書士会

第14回 写真コンクール入選作品

会長賞



「子抱き富士」 富士宮支部 佐野宣良 会員

優秀賞



「黄金の三部の棚田（こがねのさんべのたなだ）」

富士宮支部 佐野知会員



富国有徳の理想郷 『ふじのくに』をつくる

静岡県知事 川 勝 平 太
かわ かつ へい た

明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。

初夢に見ると縁起がよいとされる「一富士、二鷹、三茄子」という言葉は、一説には静岡県の名物を並べたとも言われています。

由来については諸説あるものの、初夢に気高く美しい富士山の姿を見て、この一年が幸せになるようになると祈願する同胞の気持ちは、皆様もよくおわかりになると思います。

380万人の県民が暮らし、活力ある多彩な産業と美しい自然環境に恵まれた静岡県には、日本の最高峰であり、憧れの象徴である「富士山」があり、ヒト・モノ・大地の潜在力である「場の力」があります。

静岡県がもつ「場の力」を最大限に活用して、美しく雄大な富士山の「富士」の意味をかみしめ、物心ともに豊かな富国有徳の理想郷『ふじのくに』を県民の皆様とともにつくる。

これが、知事として初めて迎える新年にあたっての、私の目標であり、決意であります。

また、昨年開港した富士山静岡空港は、日本で唯一富士山を仰ぐがゆえにその名を戴く空港であり、その言霊を体し、世界に向けて「ふじのくに」の魅力を発信し、一層の飛躍に向けてはばたく空の玄関口として、国内はもとより世界の様々な国や地域の人が「ふじのくに」に憧れを抱き訪れる 것을確信しています。

「住んでよし、訪れてよし、働いてよし、学んでよし」の『ふじのくに』づくりに向け、県民の皆様のご理解と積極的なご参画をお願い申し上げますとともに、ご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

平成22年 元旦



新年のご挨拶

静岡県議会議長 はま い たく お
浜 井 卓 男

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

毎年、原則として12月12日の「漢字の日」に、京都市東山区の清水寺でその年の世相を漢字一字で表現する行事が行われていますが、昨年の漢字は、「新」でした。

昨年は、石川前知事の任期半ばの辞任に伴う県知事選挙、衆議院総選挙そして参議院補欠選挙と、本県にとって選挙の年でもありました。ほとんど全く新しい顔ぶれが登場し、本県においても政権交代が行われました。

また、新しく「空の駅」としての「富士山静岡空港」が開港した年でもあり、フジドリームエアライズという、県内資本による新しい航空会社が誕生した年でもありました。

しかし、アメリカ発の世界同時不況と新型インフルエンザの猛威の前に、この新空港も航空会社も大きな影響を受ける結果になりました。「新」は、去年一年の日本を表す漢字一字であると同時に、本県民が最も同感できる漢字であったように感じます。

昨年は本県の産業構造から、世界的な経済後退の影響を最も大きく受ける羽目になりましたが、川勝知事が提唱する「住んでよし、訪れてよし、働いてよし、学んでよし」の、“日本の理想郷ふじのくにづくり”を目指す様々な施策を、県議会としても積極的に推進していくこととしています。

そのため、県内各地域あるいは各界各層にわたる県民の皆様の多様な御意見や御要望をくみ上げ、県議会における活発な議論を通じて、県政の施策に適切に反映されるよう努めたいと思っています。

あわせて、真の地方分権を実現するため、本県としての考え方を、全国議長会などの組織を通して、直接間接に政府に届けていきたいと思います。どうか今年も皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。



新年のご挨拶

静岡県行政書士会常任相談役
静岡県議会議員 植田とおる

新年明けましておめでとうございます。

行政書士会の皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

本年の幕開けは、昨年以上の経済混乱の真っ直中になりました。その上、政治が大きく変わりました。自民党から民主党に政権が交代し、民主党による政策が始まったのです。バラマキ政策で成長戦略の見えないのが現状です。経済経験の少ない閣僚たちのマニフェストはもう破綻してきています。不況の波はもっと深刻になり、日常の生活も脅かされてくるでしょう。『箱もの行政はいらない』政策で、地方の活性化さえも奪い去ろうとしています。すぐに経済効果が出なくても、社会インフラの整備は不可欠であり、同時に雇用や地域経済を押し上げる重要な政策だからです。将来を見据えた戦略でとらえるべきと思います。

戦後の日本経済の復旧を成し遂げたのは、自民党による国家成長戦略があったればこそでした。国が衰微の方向になると、民の幸せは遠のいてしまいます。私は地方議員ながらも、これらに真摯に対処して奮闘する覚悟でいます。先ず地方主権、地域経済を活性化させ、雇用の確保、地球環境改善のための関連産業の育成、農業経営への支援、医療介護の充実と、富士山を活かした観光産業の創製に取り組む所存です。

ただし、民主党の主張する無駄排除は私も支持します。官僚特権の最たるもののが、天下りによる特別法人の仕組みです。税収が不足している時、親方日の丸の官僚改革は推進していくべきです。是々非々の立場で、保守本流の立場の自由民主党県議会議員として、静岡県の発展のため働きます。ご理解下されば幸甚です。

本年は寅年です。大きく飛躍する年でもあります。私も虎になったつもりで、何ものにも恐れずに挑戦していきます。

「官から民へ」を合い言葉に、行政の簡素化を目指すのが今後の課題となります。その受け皿に大きな役目を持っているのが、行政書士会であります。民間の立場から行政の一役を担っていく傾向が一段と増加し、それに応えられる様に機能しなければなりません。益々重要な役割を果たす時であります。

県民のために活躍される行政書士会の発展と会員皆様のご健勝を祈念申し上げます。



新年のご挨拶

静岡県行政書士会常任相談役
静岡県議会議員 池 谷 晴 一

新年明けましておめでとうございます。

旧年中には皆様に大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

本年が皆様にとって素晴らしい年でありますことをまずご祈念申し上げます。

昨年中の県内における最大の話題は、何と言っても、川勝知事の誕生、であったと思います。長期間続いた官僚トップから、民間、教育者出身のトップに変わり、県政運営自体が少しずつ変化している、という実感があります。川勝知事の県政運営の基本方針は、静岡県を「住んで良し、訪れて良し、働いて良し」の日本の理想郷とすることであり、私も、県議会議員として、川勝知事の理想郷づくりを支援し、県民の皆様の期待に応えて参りたいと思います。

また、昨年は、富士山静岡空港が開港いたしました。20年を超える歳月と、1,900億円という多大な投資をして完成した訳ですから、費用に見合う効果が、広く県民に波及していくような対応がなされなければなりませんが、完全開港から半年を経過する現在、当初想定にはまだ遠い状況となっており、更に、日本航空の撤退、という情報もあり、空港の運営自体は、前途多難であると思います。

しかしながら、製造品出荷額が、国内第三位を維持する本県産業にとって、海外や国内遠隔地を直接結ぶ空港の存在は、大変重要であり、空港開港により、陸海空の交通インフラ拠点が完備された本県の未来は明るい、と考えられる所であります。加えまして、国も訪日外国人数の倍増を目指しており、富士山を有し、温泉、食なども日本一の本県は、観光産業にとっても、大変魅力的な地域であることは間違ありません。ただ、来静される皆様、特に、外国人に対するソフト、ハード両面の整備が課題であり、早急な対応が必要であることも認識している所であります。

行政書士の皆様にも、我が空港として、利活用促進、そして、観光客等の受入環境整備のため、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

さて、昨年も行政書士と県議会議員との懇談会におきまして、数々のご意見をいただきましたが、いずれも県民の皆様が生活していく上で生じている重要な課題であり、行政改革が進む中、行政と県民を結ぶ行政書士に対する県民の期待は高まっています。

このような中、行政書士の皆様が働きやすい環境整備を図る、という点に係る政治の役割も重要であると思います。

これからも、県議会議員として、また、県行政書士会常任相談役として、行政書士会の発展のため、全力を傾注して参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

静岡県行政書士会の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、会員の皆様方の更なるご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

新設・コンプライアンス部の取組

会員に対する苦情解決及び業務相談等に関するQ & A

今日は、新しく設けられたコンプライアンス部について、当事者である常任理事の奥山コンプライアンス部長に、私、森（広報委員長）がお聞きしたこの6か月の取り組みについてのお話を一問一答（Q & A）に要約し、記事にしました。会員各位には、このQ & Aから行政書士の品位保持と法令遵守について、改めて考える機会として頂ければ幸いです。

なお、Qは森（委員長）、Aは奥山コンプライアンス部長です。

1. コンプライアンス部について

Q1 新しい組織として設けられたコンプライアンス部長に就任して6か月になりますが、振り返って、どのような感想をお持ちですか。

A そうですね、会議や打合会に出席して思うことは、会の運営を第三者的立場で見るということの重要性を感じています。これをひとくくりで申し上げますと「見聞調査」、このような四文字熟語は辞書を引いてもありません。平たく言いますと「よく見（観）て、よく聞（聴）いて、よく考え（思考）て、そして調査する。」ということを忘れないため自分で勝手に作った熟語（笑）ですが、あらゆる課題解決の手順として有効、かつ、それが行動や発言の源泉になる（？）と自分勝手に思っています。

Q2 そうしますとコンプライアンス部長の役割は、第三者機関的なものと思っていいですか。

A 第三者機関と位置づけされてはいません。会則施行規則にあるコンプライアンス部の業務分掌（参照・第26条第4項及び第28条第2項）をご覧頂くとおわかりかと思いますが、法令遵守と品位保持、事実解明、懲戒手続きの審査、研修計画等に参画することが主たるものです。

対象者は、会務では本会及び支部役員、個人・法人会員です。業務では会員ですが、いずれも法令遵守と品位保持を担保する予防措置に力点が置かれています。

したがって、役員については、行政書士法若しくはこれに基づく命令、規則等（日行連及び本会々則等を含む。）の定めるところにより職務を執行していることを看守するとともに、行政書士に課せられた義務違反が起こらないよう会員に対し、指導と助

言及び事前予防措置としての研修等による職業倫理の涵養を図っているかを看守することなどです。

一方、会員については、業務に関し、問題があれば罰するのが目的ではなく、本会の指導と助言及び事前予防措置の研修等に積極的に参加し、行政書士が負うべき義務と業務に対する県民からの理解と信頼の確保に努めていることを看守するなど会長直属の内部機関という位置づけです。

Q3 監事や綱紀委員会、観察活動との関係はどうなっていますか。

A 監事は、業務執行の監査、資産及び会計の監査、それに基づく理事会に対する意見申出のほか、不正行為や重大な法令等違反を総会に報告、場合によっては総会を招集する権限を持つなど、会則で明確に規定されています。綱紀委員会は、会長の諮問を受け、会員の品位保持及び違法な行為の排除に関する仕事を担当します。したがって、本会が綱紀委員会に付すべき案件を決定した後の役割を担うのに対し、コンプライアンス部は、本会の意思決定を行う前の段階を担うことになっています。そのため、行政書士に対する苦情解決や業務相談に関与することになっています。

また、本会には法務委員会に監察業務がありますが、この活動は、行政書士制度利用者をはじめ、支部、会員、官公署などから非行政書士、偽行政書士などの疑いのある行為を行ったと思われる者の問い合わせや通報を受けて、行政書士法の違反行為を摘発し、忠告や勧告、警告、場合によっては告発するなどを担当しています。

Q 4 行政書士に対する苦情解決と行政書士の業務相談について、マニュアル化を検討していると聞きましたが、その趣旨についてお話しください。

A 一言で言えば、行政書士に対する信用の向上と言うことです。今まででは、行政書士に対する苦情が本会に寄せられると、その都度、関係役員が対応してきましたが、昨今は、多くの民間企業が法令等遵守（コンプライアンス）に真剣に取り組んでいることから、本会もそれに取り組むことが会の施行規則に挿入されたことを受けてのものです。

また、業務相談は、複雑多岐にわたる法改正が頻繁に行われることから、そのスピードに追いつけず、

結果として問題が発生するというケースがあることから、会員の皆さんから担当業務部に気安く相談できる仕組みをつくると言うことで、これも施行規則に挿入されたことを受けてのものです。

Q 5 マニュアル化する意義は、どこにあるのですか。

A 行政書士制度の利用者や会員の皆さんを利用しやすい仕組みであることやその進め方に透明性と公平性が担保されていることをご理解頂くとともに、個人の秘密などがきちんと守られていることをこの制度を利用する申出人や会員に行政書士会として明らかにする必要があるからです。

2. 苦情解決について

Q 6 では、苦情解決の仕組みはどのようなものですか。

A 苦情解決を申し出ることができる申出人は、行政書士制度を利用した人ならだれでも申し出ることができます。もちろん、会員でも解決困難な事案について申出人と話し合いの場とすることも可能ですが、主として制度の利用者が何か不都合なことが生じたり、疑問に思ったことなどについて苦情解決責任者（会長を予定しています。）に申し出ることになります。ただ、その前に苦情解決の受付担当者を特定（総務部長）します。

このことは、だれが、だれに申し出たのかわからないなどと無責任体制を排除するため、苦情を受け付けたときは、そのことを苦情解決責任者に文書で伝えるだけでなく、内部で問題をほったらかしにしないようコンプライアンス部長にも文書で通知する内部牽制システムを検討・透明化し、責任の所在を明確にします。

Q 7 内部でほったらかしにしない保障があるのですか。

A 期限を設けて、結果を申出人に伝えることを検討していますし、そこで受付に際し、申出人の内容を「話を聞いて欲しい。教えて欲しい。回答が欲しい。調査して欲しい。改善して欲しい。その他」に分けて、明確にします。このことは、受付担当者が常時本会に勤務しているわけではないことに加えて、事務局は専門職集団でないことから申出内容が何を求めているかわかりやすくして、担当者に素早く伝達

して問題解決につなげることを重要と考えてのことです。

Q 8 苦情解決の手法はどのようにするのですか

A 申出があったときは、申出人がいう苦情の内容、申出人の主張等の事実確認をするため、予め、対象とされた行政書士に会則に基づく調査や質問を行い、問題点を整理し、解決の方向性を定めます。

Q 9 方向性が定まったあとの申出人と行政書士間の解決方法は、どうなるのですか。

A 話し合い解決が原則になります。このとき、法令等違反などが明らかとなったときは、会員の責任を問わざるを得ませんが、申出人の思い違いや依頼の趣旨が明確でないことに起因する事案などは、その整理をして、トラブルにならないよう慎重に話し合うことになります。

Q10 その内容は、どのように整理されますか。

A 爭点が曖昧にならないよう記録して、相互に確認し合うなどします。これにより、一回だけでなく数回の話し合いも時系列に記録して後になって問題が生じないようにします。

Q11 解決したあとはどうしますか。

A 解決したことを文書で確認します。このことは、コンプライアンス部長にも通知され、問題が解決したことを見た上で確認するとともに、個人情報（プライバシー）に関する除去を除き、苦情申出の概要を

公表し、他の会員の戒めとすることになります。

Q12 解決しない場合は、どうなりますか。

A 申出人と行政書士が互いに理解できず話し合いが不調となったときは、苦情解決責任者は、コンプライアンス部長に通知するとともに常任理事会に報告し、その解決方法を協議するほか、問題によっては、本会の会則に基づく処分が行われることになります。

Q13 解決方法の協議の中身は、どのようなものですか。

A そうですね、ここまでくると問題がこじれていますから顧問弁護士に助言を求めたり、ADR（裁判外紛争手続き）に移行を求めたり、さらには事件化されることも視野に入れることになりますからマニュアル化は難しいですね。こうしたことが頻発するようであれば、課題として本会に第三者による審査又は評価を受けるシステムが必要になることが想定されます。こうした事態を招かないためにも、会員の品位保持と法令遵守が求められます。

Q14 苦情解決の費用は、だれが負担しますか。

A 話し合いに必要な経費は、申出人も行政書士も無料を原則としますが、申出人と行政書士の旅費や昼食代などが自己負担になります。また、話し合いなどが申出人や行政書士の希望により県外とか宿泊が必要となったときは、本会役員分は、県外での話し合いを希望した方に旅費や宿泊料を請求させて頂きたいと考えています。これは、受益者負担ということで他の会員の会費を充てる考えはありません。したがって、本会の守備範囲を超えた遠隔地での話し合いに必要な県外旅費や宿泊代は希望者に負担をお願いします。また、話し合いを終結した場合も、それ以降の経費は双方の自己負担でということになります。

Q15 本会が、会員を守ると言っても限界があると言ふことですか。

A そのとおりです。本会は、多くの会員の会費で運営されています。したがって、家族同様言っても一定の歯止めは必要との考え方です。そうならないためにも会員の業務相談窓口の整備が必要と言うことになります。

3. 業務相談について

Q16 では、その業務相談システムは、どのようにお考えですか。

A 会員にとって前向きのシステムです。即ち、苦情解決システムは後ろ向き、事案発生後の問題ですが、業務相談は、士業間の垣根の問題や業務の進め方、依頼人との認識の違いなど経済社会情勢の変化に伴う業務の改善、進歩等々どう説明すべきか、あるいはどう処理すべきかなどを業務部に前もって相談し、後のトラブルを予防するシステムですから前向きとお考えください。

Q17 最近は、リーマンショックとかドバイショックなど外的要因もあって士業間だけでなく会員間の競争も厳しいものがありますが、こうした背景にも対応しますか。

A 難しいご質問ですが、お金第一主義に走りますとそうした問題が生じかねませんが、これは会員の意識の問題でもあります。各種講習会について厳しいご注文があることは承知していますが、その都度、

業務に関する知識の修得により専門性を高めるだけでなく国民の利便への貢献という行政書士の果たすべき役割を重視すべき行政書士倫理の徹底などにより国民の信頼に応えることの重要性が増していることを訴えていることは会員の多くの方々がご承知とお思います。

Q18 そのことは、最近の報道で新聞やネットの疑わしい広告や不正を行った行政書士に対し、行政書士会は活動実態を把握して厳しく対処し、講習会等で注意を喚起するとともに信頼性の維持に取り組むとする方針を聞きました。うっかり相談を持ちかけたら罰せられちゃったということになりませんか。

A 今回、業務相談の常設窓口を置くこととしたことは、それらを受けてのものです。日頃の業務に追われる中、新しい知識の修得を怠ったため、結果として法令違反になったという例もあります。これなどは、前からそうしていたから大丈夫という軽い気持ちで業務を処理した結果という例です。日頃、法令

改正の有無などに関心を持つことで防止できるケースですが、書式の一部改正などと軽く受け止めないで講習会を受講することで防止できたと思います。しかし、講習会が全てということではありませんので、慣れ親しんだ業務ということから依頼人に的確な法令判断に基づき説明しなかったため、結果として虚偽記載になることもあります。また、依頼の趣旨が、目的、内容又は方法に疑わしい事項があるにも関わらず、的確な説明ができないときは、この窓口を気軽に使って不正に加担したとされないよう万全を期して頂きたいと思います。

言うまでもありませんが、あなたは、こんなことも知らないのかと詰問したり、恥の上の損になることには決してなりませんし、会員の知り得た情報を他に漏らすこと也没有ないので安心してご利用頂きたいと思います。

Q19 最近、職務上の請求書に関し、厳しい指導があると聞きましたが。

A 遺憾ながら全国的にみて、職務上の請求書を不正使用したとして問題を起こしている行政書士がいることは否定できません。職務上必要な書類作成のためとの前提で統一請求書が定められていることから、それを巡ってのものが多いとされています。このことは、行政書士業務が多岐にわたるため士業間の垣根とか、行政書士なら戸籍や住民票が取得できるから頼むよと言う安易な依頼に応えたケースも多々あります。自らの業務に直結しないことが明白な場合は、お断りしていると思いますが、うっかり仕事になるならと言う感覚で引き受けることが、まま間違いを起こすケースとされています。

この問題は、会務に関することですから総務部が担当していますので、疑わしいケースの場合は、請求書を作成する前にお尋ねください。それにより、次の請求書の交付申請をする際に不正請求とされることがなくなります。ぜひ守って欲しいですね。

Q20 様々なケースを想定していることがわかりました。それでは、相談の方法について説明頂けますか。

A 苦情解決の場合と違って、業務相談解決責任者は業務部の担当副会長を予定しています。これは、相談内容が専門性が高いことに加えて、会員と本会の中での相談であることから信義則と信頼の原則に基づき担当副会長を相当としました。

また、業務相談受付担当者は、担当業務部の部長を相当としました。このことは、解決責任者とのバランスのほか業務分野の精通者という観点からです。

Q21 担当業務部長が直接、受け付けるのですか。

A できればそうしたいですが、日常、本会に詰めていませんから、事務局に申し出て頂くことになりますが、苦情解決と同様の手続きで部長に伝達されますし、記録もされます。したがって、一刻を争うような場合は、受付責任者と直ちに連絡を取ることになりますから、その旨をお申し出頂き、早急な対応が可能となるようにしたいと思います。

また、申出内容は、指導と助言を求める具体的な内容、申出人の考え方、その他参考となる事項となります。

Q22 この相談の中身に法令等に違反するものが含まれているときは、どのような取扱をしますか。

A そうしたことが起こらないよう事前に相談する予防システムですが、万一、業務相談の内容に行政書士法等のほか行政書士業務に関する個別法令等に違反又は抵触するおそれがあるときは、そのことを申出人に伝えるほか、場合によっては是正を助言しますし、業務相談解決責任者はコンプライアンス部長に書面により報告し、協働して指導と助言を行う義務を課しています。

したがって、業務相談を受ける業務相談解決責任者をはじめとする業務部は、専門職集団としての知識、経験、見識、指導力、説得力を兼ね備えた人々で構成されている必要があります。こうした専門職に相談し、助言と指導を求めるシステムですから、それでもなおその行為が止まないときは、遅滞なく常任理事会にその概要と事実関係を報告することになります。

これらは、解決した場合を含めて業務相談解決責任者から書面でコンプライアンス部長と綱紀委員会に通知され、必要な措置が講じられることになります。

Q23 その結果は、公表の対象となりますか。

A ケースバイケースでしょうが法令等に違反するおそれがある行為となれば、公表することで戒めにすることになります。しかしながら、個人情報は、処罰の対象とならない限り公表は避けることになります。

すし、そうした事態を招かないよう指導と助言をしますから、迷わず相談して頂くことで問題を解決することがこのシステムのねらいです。

一方、本会が処分を行った場合は、監督官庁に報

告することになりますが、これにより、行政書士法に定める知事への措置要求などなくなることが期待できます。

4. 官公署からの情報提供について

Q24 苦情解決と業務相談のマニュアル化に当たり様々なことを考えていることはわかりました。これにより多くの問題は解決するとお考えですか。

A そうなればありがたいですが、そうならないのが問題です。例えば、本会も支部も知らない事案があつたり、会員本人も知り得なかったことが問題視されておりする事案があつて、直接請求（知事に対する措置要求）とか刑事告発（弁護士関与）などが行われることも視野に入れなければなりません。

こうした事案に本会が直接関与できるかどうかは、予断は許されず、当該会員に関する確かな情報、事実解明がないまま取り組むことは「巧遅は拙速に如かず」とか悩ましい問題です。このことからも業務相談の重要性がおわかりいただけると思います。

特に、官公署からの情報提供があった場合は、許認可業務が大半であることから即刻対応しなければ依頼人に損失を与えるかねず、法人としての行政書士会は、支部も含めてその問題解決にスピードが求められます。したがって、苦情解決のシステムの例に準じた対応を想定していますが、そのスピードは、比較できないものと覚悟しなければなりません。例

え、支部内で解決した事案であっても、本会に報告を義務づけするのは、こうした問題を内部で隠蔽したとの疑いを申出人にもたせてはならないためなのです。

だから、こうした事案が発生した場合は、会員はもとより、支部も、何を置いても本会が取り組む情報収集と真相解明に素早く対応することが肝心と考えたのです。

Q25 法人としての行政書士会とおっしゃいましたが、このことは何を意味しているのですか。

A 行政書士会は、行政書士法第15条第3項で法人と規定されています。また同条第4項には、民法第44条及び第50条の規定を準用するとあります。第44条の規定は、法人の不法行為能力に関するもので、職務に関し、他人に加えた損害を賠償する責がある等と規定しています。したがって、理事は、その職務の執行について他人に損害を与えるようなことをしてはならないことを肝に銘ずる必要があります。苦情解決と業務相談窓口を設けることは、法人の役員として当然の責務と考えてのものとご理解ください。

5. その他の事項について

Q26 業務相談の重要性がよくわかりました。本会と支部との連携については、どのように考えているのですか。

A 苦情解決や業務相談は、身近な支部に申し出たり、会員との接触度合いが多い支部が情報を得やすいものと考え、こうした事案を把握した支部には、直ちに苦情解決又は業務相談受付担当者に報告する義務を課することを考えています。

また、その報告を行った場合は、報告先の責任者とコンプライアンス部長の求めに応じて、その解決に協力することも併せて義務化したいと考えています。

このことは、支部が為した行為は本会に及ぶとされる以上、支部は本会と一体であるとする考え方から生まれたものです。

Q27 このシステムは、責任者や受付担当者、コンプライアンス部長だけでなく、申し出又は相談の一報を受けた事務局職員も知り得た秘密を漏らすことはないと受け止めていいのですね。

A おっしゃるとおりです。苦情解決の申出及び会員が業務相談を行ったこと及びその内容等に関する記録並びに個人情報に関することも、又同様に取り扱いますから、安心してご利用頂きたいと思います。

Q28 苦情解決と業務相談の説明で会員の戒めとするため概要を公表すると聞きましたが、広報担当の役割を説明してください。

A 苦情解決と業務相談は、申出人だけでなく会員共通の問題と捉えることが肝要と思います。そのため、守るべき秘密はきちんと守りながらその概要を公表することで、会員が他山の石とすることができる行政書士制度に対する信頼と品位保持が図られる事になると考えます。それには、広報担当者やホームページ担当者にご協力を願いしなければ効果が上がりませんから、そのことについても検討しました。

特に、苦情解決と業務相談のマニュアルを会員だけでなく広く県民に公表することで、苦情や業務相談の申し出をしやすくするとともに、行政書士制度利用者が安心して行政書士を利用できるようにするため、パンフレットの作成・配布及びホームページを使って広報・啓発に努めて頂きたいと思います。

Q29 このマニュアルは、将来、規程等にすることを考えていますか。

A 当面は要綱で運用し、課題がないことを確認した段階で規程に昇格させ、会員の品位保持と綱紀事案の発生防止策にしたいと考えています。このことについては、常任理事会、業務組織の全部、理事会、綱紀委員会等にもお諮りし、効果あるものにする必要があります。したがって、各機関に要綱を示した上で、要綱ですので常任理事会の決定を頂く予定です。

Q30 最後に、本会、支部、会員に加えて、依頼人の関係について、一言お話しください。

A 行政書士会は、本会と支部、本会と会員、支部と会員間は表裏一体、「信頼の原則」の上で成り立っている集団です。したがって、その関係は、行政書士法や会則等に定められていますが、依頼人との関係は、それ以外に「私法上、権利の行使や義務の履行に当たり、社会生活を営む者として、相手方の信頼や期待を裏切らないよう誠意をもって行動することを求める法理（信義則）」を守ることが肝要と考えています。このことが、行政書士の品位保持であり、法令等遵守の基本であることを改めて、今一度確かめ合うことを希望してやみません。

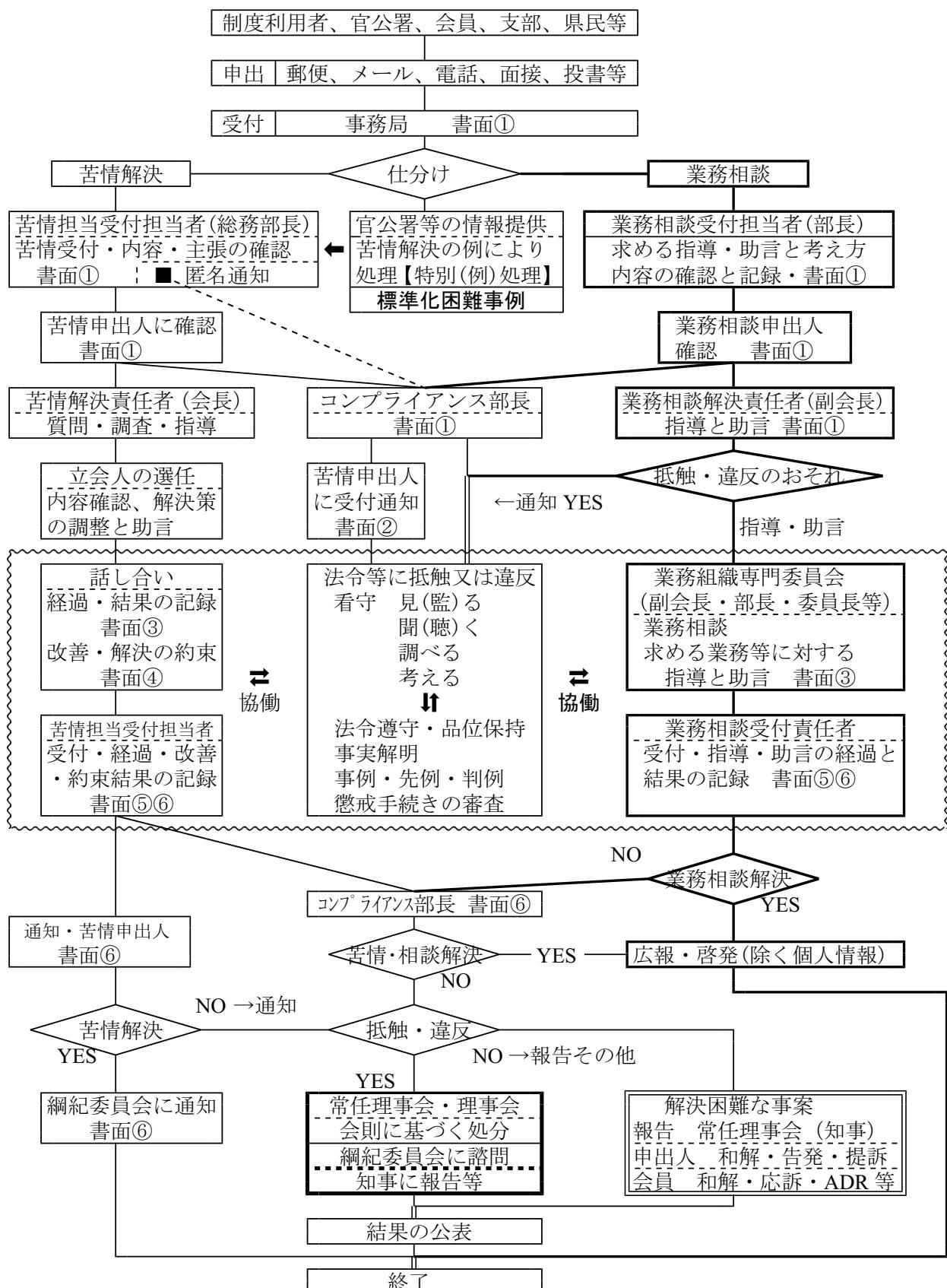
お尋ねに思いつくままお話ししましたが、このことを厳守して頂くことでコンプライアンス部長の役割を果たすことになると思っています。今後とも、ご指導ご鞭撻をお願いします。拙い説明でとりまことにご苦労をおかけしますが、最後までお聞き頂きありがとうございました。

Q 詳しくご説明いただきまして、ありがとうございました。

【注】このQ & Aは、平成21年12月下旬に行った対談を整理したものです。したがって、その後に生じた諸事情による内容変更等があった場合については、対応していないことをご承知ください。

※苦情解決・業務相談のシステムを検討（次頁のフローチャートのとおり）しています。

苦情解決・業務相談システムフローチャート



静岡県行政書士会・静岡県行政書士政治連盟 平成22年新年賀詞交歓会が開催されました。

日 時 平成22年1月15日(金) 18:30~20:30

場 所 ホテルアソシア静岡3階

出席者 静岡県知事・静岡市長・顧問国会議員・顧問県議会議員・日行連・関地協・単位会など来賓53名
当会会長・副会長・本会役員・支部役員など76名

静岡県行政書士会・静岡県行政書士政治連盟
「平成22年新年賀詞交歓会」次第

日 時 平成22年1月15日(金) 18時30分
会 場 ホテルアソシア静岡3階「駿府の間」

司会 岸本 敏和 副会長
サブ 鈴木 市代 副会長

18:30	1	開会のことば
18:32	2	会長挨拶
18:35	3	来賓祝辞
18:55	4	来賓紹介
19:05	5	乾杯
19:10	6	来賓祝辞
19:40	7	祝電披露
	8	中締め
20:30	9	閉会のことば





川勝平太静岡県知事



小嶋善吉静岡市長



顧問・榛葉賀津也参議院議員(防衛副大臣)



顧問・牧野聖修衆議院議員



顧問・津川祥吾衆議院議員



顧問・大口善徳衆議院議員



顧問・牧野京夫参議院議員



顧問・土田博和参議院議員



顧問・奥之山隆県議会議員



北山孝次日本行政書士会連合会会長



畠 光日本行政書士会政治連盟会長



木村保成静岡県土地家屋調査士会会长

平成21年10月27日開催

産業廃棄物許可に係る経営診断書講習会

本当の商売に役立たせるためには難しい経営理論や理屈をならべても駄目です。経営には“儲かるためのセオリー”があるからです。

中小企業診断士でもある望月敬介会員が、日頃の経営診断、コンサルティングの手法やノウハウを講義するともに、“経営の原理原則”をわかりやすく解説し、行政書士の業務である「経営改善計画書」の作成に役立ててもらうことが目的の講習会でした。

講義内容

1. 利益が出るってどういうこと？

“損益分岐点”とは

企業経営において自社の“損益分岐点”を把握することは不可欠である。

粗利益額 > 固定費 利益が出ている

粗利益額 = 固定費 損益分岐点

2. 利益感度をマスターしよう

“利益感度”とは？

「価格」「販売個数」「仕入原価」「固定費」のなかで、どれが一番利益に及ぼす影響力が大きいか！

企業方程式のマトリックス表で利益が出るカラクリをわかりやすく解説

3. キャッシュフローってなんだ？

“勘定合って銭足らず”

それは「利益=キャッシュ」ではないから

利益 = 収益 - 費用

キャッシュフロー = 収入 - 支出

- 直接法・間接法での営業キャッシュフローの求め方
- 具体的な資金繰りの改善方法

4. 事業計画の立てかた

“経営は逆算”

目標利益を実現させるために、どれだけの固定費を使うか！

計画達成のためには、目標数量にまで落とし込んだ計画が不可欠

5. マーケティング

“価値を売る”

自社の価値（強み）を活かしたマーケティングとは

- ターゲットの絞込み、変更
- 売り方の変更
- 既存商品の用途変更など

自社の価値（強み）を価値として認めてくれているところに売る

「狭いターゲットに高く売る!!」

6. 主な経営指標

- 損益分岐点比率 (%)
 - 限界利益率 (%)
 - 総資本経常利益率 (%)
 - 自己資本比率 (%)
- など



風俗営業に係わる講習会について

平成21年11月24日(木)、静岡市産業交流センター6階において静岡県の風俗営業許可申請の現状と申請書作成の注意点についての講習会が開催されました。内容は第1部静岡県の風俗営業許可申請の現状について、第2部2号営業許可申請書の記載方法について及び第3部現場調査の思い出話の3部構成でした。

講習会の内容についての概略を記載したいと思いますが、第2部の記載方法については様式に基づいての微細な部分であり量的に紙面掲載になじみにくいので第1部及び第3部について主に記載することとしました。

第1部 静岡県の風俗営業許可申請の現状について

静岡県警察本部担当官

1 風俗営業等の許可・届出の実態（平成20.12末現在）

社交飲食店は増加。ゲーム・料理店・パチンコ・店舗型性風俗営業は減少している。

無店舗型は大幅に増えている。→資金がかからない。しかし需要と供給のバランスが崩れているため、廃業者も多い。

2 風俗営業等の許可・届出数

【1】風俗営業 3,134件（前年比-28件）

許可数は多いが廃業も多い。最近は新規の許可が多い傾向（静岡市・沼津市・三島市・浜松市・御殿場市など）又、外国人の経営者が増えている。

【2】性風俗関連特殊営業 755件 [+68]

店舗型→新規営業は熱海市渚町以外は不許可、他に映像送信型、無店舗型が多い→520件

【3】深夜酒類提供飲食店営業 7,286件 (+47)

午前0時以降に酒を常に提供する。（バー・居酒屋・スナック）公安委員会に届出の義務がある。

3 性風俗関連特殊営業の定義

店舗型→看板がある店（5種）①個室付き（ソープランド）②店舗型ファッショナヘルス ③ストリップ・のぞき部屋 ④モーテル・ラブホテル（既得権

営業・県内に193店舗あり）熱海市と伊豆の国市以外は新規営業を認めていない ⑤アダルトショップ

4 店舗型性風俗特殊営業について

地域規制の概要 热海市など一部の地域に限定されている。

届出制→デリヘル（電話受付・派遣）→無店舗型
他にアダルトビデオの通販・テレクラなどがある。

風営法→条例→規則→①・②は熱海市渚町以外禁止
③は下田市、伊豆の国市等6市3町以外は禁止されている。

5 「風俗行政研究会」における「出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する規制のあり方に対する提言」の要旨について

【1】「出会い系喫茶」とは…定義→店舗に於いて対面して男女が交際を求める。
(女性が待機して男性がお金を払って入室し、対面する) 現在、風営法の規制がない。13都道府県に98店舗があるとされるが、潜在化している（県内に数店舗ある）

【2】「類似ラブホテル」とは…ラブホテルの外観を備えているが風営法の規制にからない。
(県下73店舗あり) 今後店舗型性風俗店として提言したい。

【3】風俗行政研究会の開催及び提言

風営法が適用されない、これらの業態を今後どのようにしていくか、有識者による法律の改正を検討している。

【4】提言の内容

既得権の問題がある。（県下73件）まだまだ多くあるのではないかと思われるなかで、どのように既得権を認めていくのか。

第2部 2号営業許可申請書の記載方法について

風俗保健委員会委員

風俗2号営業の実務における講習では、特に間違えやすい点として、次の事項が説明されました。

許可申請書その1及び営業の方法その1の様式について、規則改正以来、風営法施行規則第8条で定められていた様式が、同規則第10条で定めらることとなりました。そのため、許可申請書その1の枠外左上の部分『別記様式第2号（第8条関係）』が、『別記様式第2号（第10条関係）』に変更。又、営業の方法その1の枠外左上においても『別記様式第2号の2（第8条関係）』が、『別記様式第3号（第10条関係）』となりますので、改正前の書き方で書類を作成している方は今後訂正していただきたい。

外国人の申請者においては、許可申請書その1に記載する氏名は外国人登録証にサインしてある言語の表記で記入し、隣に和名を括弧書にて補足すること。これにより今後は外国人登録証の写しも添付を要することとなります。

営業の方法その1、酒類の提供欄に於いての注意事項として、『20歳未満と疑わしき者への身分証の提示』を明記すること。

営業の方法その2(A)、常時当該営業所に雇用されている者の欄には、外国人の場合、在留資格を明示し、資格外就労者がいないよう十分注意すること。

営業所建物の所有者（大家）からいただく使用承諾書の注意点としましては、建物所有者と申請者の間に転貸人が介在する場合。つまり、建物所有者→転貸人→申請者という形の賃貸契約を結んだ場合の使用承諾書は、建物所有者から申請者への使用承諾書と、転貸人から申請者への使用承諾書2通を添付すること。

第3部 現場検査の思い出話

風俗保健委員会委員（元風俗環境浄化協会調査員）

風俗営業の許可に伴う現場検査から感じた事等についてお話をさせていただきます。

私は、昨年4月から本年3月までの1年間、県防犯協会の中にある風俗環境浄化協会の調査員をしておりました。この調査員の法的根拠は、風営適正化法第39条第2項第6号によります。本調査は、風俗営業第1号（キャバレー）から第8号（ゲームセンター）までの許可申請に伴う現場検査です。

静岡県の場合、調査員は1人で県下27警察署を回っております。この間、各先生方には、大変ご協力をいただき楽しく仕事が出来ました。本当にありがとうございました。

僅かな経験ではありますが、今後の先生方の参考になればと思い、特に3点についてお話を致します。

1点目は、許可申請書を提出して現場検査を受けるまでの流れ

2点目は、年間（年度）における検査件数と地域別件数

3点目は、現場検査のチェック方法です。

まず、1点目の「流れ」ですが申請書（正・副2通）を警察署の生活安全課へ提出します。署では、署長決裁を受けて警察本部へ「副本」を送付します。本部でも本部長決裁を受けて防犯協会の調査員に「副本」を送ります。そこで、私は署の担当者と連絡のうえ現場検査の日時をきめます。ここまででは各先生方も、大体おわかりかと思います。

ここで、知ってほしい事があります。それは、各署から本部へ送る申請書の「副本」のことです。県警では、この送付の方法を車両通送で行っております。

東部方面（清水以東）は、月曜日と水曜日 西部方面（藤枝以西）は、火曜日と木曜日となっており、祝日と重なると通送はないのです。「副本」が通送に間に合わなかったりすると、私（調査員）の手元に届くのが遅くなるのです。このあたりの日数を頭において依頼者と話しをつめる必要があります。

そして、現場検査が終ると今度は、逆の流れで本部経由で各署へ「副本」が届き許可ができるのです。ですから、先生方は依頼者に「許可になるまでには、55日はかかるよ（行政手続法）」と説明しておいた方が良いと思います。と言いますのも、私は、現場検査でよく「いつ許可になるの」とか「早く許可を」と言うことを耳にしたからです。

私は、この1年間、「副本」が手元に来た際は、必ず署の「受付日」を見て、日数がかかっている場合は、署の担当者に連絡のうえ1日でも早く現場検査をするようにしていました。この「副本」は本部から届くのではなく、私が毎日電話を入れて本部へ受け取りに出かけていました。

そこで、「副本」を見ます。問題点があれば本部や署に連絡して確認等をしました。現場では、当然のことですが「副本」と申請場所や構造設備等が一致しているかを署の担当者と見ます。私は、ポイントのみを確認していました。

要は、先生方の作られた書類や図面が現場と一致していれば問題ないのです。つまり、○が△になっていなければ良いのです。店内の距離（長さ）の測定も、2箇所位を見ればわかるのです。

現場検査の結果報告書も現場で作成して、その日のうちに本部へ届けて、1日も早く許可が下りるよう心がけていました。

これが「流れ」でして、許可になるまでには、かなりの日数かかってしまうことがおわかりいただけたかと思います。

この1年間で問題があつて再検査をした例は全くありませんでした。これも各先生方のご協力があったからだと思っております。

次に2点目の「検査件数」です。年間と言っても年度、つまり4月から翌年3月までのことです。過去3年間を見ますと、平成20年度は444件、平成19年度は443件、平成18年度は446件でした。地域別、つまり警察署別の平成20年度の年間20件以上を見ると静中署90件、浜中署50件、富士署40件、沼津署30件、伊東署30件、清水署30件、富士宮署25件、三島署20件と言う数字になります。1か月の平均検査件数は37件前後になります。

これで件数的なことがおわかりいただけたかと思います。どうぞ、各先生方どんどん営業活動をされて良いお仕事をしていただけることを願っております。

最後に3点目の「現場チェックの方法」についてです。このチェックは、署の担当者、防犯協会の調査員、申請者、それと先生方でやります。現場に行くと、どうも先生方は、緊張しているように感じました。

そこで、私は名刺交換の際に「先生、私も静岡支部の会員ですよ」と言うと、緊張がとれた様子でいろいろ

ろとお話をすすることができました。

ちょっと脱線しますが、私がどうして書士の資格をいただいたかと言いますと、常に現場において先生方と一緒に仕事をさせていただく上で、先生方のお仕事を理解する必要があると考えたからなのです。

本論にもどります。どうも最初のころは、私のことを「今度の検査の男はうるさいぞ」と思われていた様に聞いております。でも、少し過ぎてみるとそうでもなかつた様でした。私は、この調査の仕事のおかげで多くの先生方とお知り合いにさせていただき、本当に良かったと思っております。そして、この事は、私の財産でもあると思っております。今後ともよろしくお願ひ致します。

以上、3点についてお話をさせていただきましたがおわかりいただけたでしょうか。

私のささやかな経験から言わせていただければ、署の担当者と良く連絡をとつて進める事。そして、防犯協会の調査員とも良好な関係をもつことではないかと思います。要は、対立する事なくやってほしいと思います。

最後に、これは参考ですが「距離計」と「照度計」です。値段は、「距離計」が3万円位、「照度計」については9万円ぐらいですが、これに照度計の検査料が3万円ぐらいかかります。これから風俗のお仕事をされる方は持っていると便利ではないかと思います。

これで、おわらせさせていただきます。ありがとうございました。

平成21年度

行政書士制度広報月間実施報告

I. 電話無料相談

日時・場所等	日 時	場 所	回答スタッフ (延べ人数)
	10月 1日(木) ～ 10月 3日(土)	静岡県行政書士会館	7名
告知実施方法	新聞告知記事、ラジオスポット（有料及び無料） テレビ番組、ラジオ番組に会長・副会長が出演して広報 19支部が行う無料相談については、自治体の広報誌で広報		

II. 対面無料相談

実施概要	日 時	内 容 ／ 場 所
	10月 1日(木) ～ 10月30日(土)	19支部が公の施設46ヶ所で無料相談を実施した。

III. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

項目 相談件数	権利義務・事実証明								許認可関係							
	遺言・相続	各種契約	定款・会計記帳等の内容証明	不動産関係	戸籍関係	知的財産	その他の	合計	建設・風営	法人設立	土地開発	農地転用	自動車関係	入管関係	その他の	合計
電話相談	10	2		1	2		7	22			1	1	1			3
対面相談	29	6	1	21	7		17	81	1		2	10		3	16	

IV. 広報月間中に行ったPR活動（無料相談も含む）

無料相談・グッズ関係	会場設置数または配布数 イベント、グッズ		本会事務所	支部事務所	公的施設	駅店頭	会員事務所	その他
	電話無料相談会場数		1				1,505	
	対面無料相談会場数				41			
	ポスター配布枚数				878		1,505	
	チラシ配布枚数							
	その他のPRグッズ配布数					4,720		2,060
媒体活用関係	媒体	件数	活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例					
	自治体広報誌	46	40市町					
	新聞	広告						
		報道	2	静岡新聞（告知記事）、建設業新聞				
	テレビ	広告	10	SBS静岡放送、テレビスポットCM				
		報道	1	SBS静岡放送の番組（soleいいね）に鈴木副会長が出演して広報				
	ラジオ	広告	132	SBS静岡放送、ラジオスポットCM				
配布物（種類・数）、 その他		1. 業務案内を刷り込んだクリアーホルダーを作成、配布した 2. 無料相談所一覧を本会ホームページに掲載						

10月1日～3日 電話無料相談
(静岡県行政書士会館)



鈴木副会長



我妻副会長

平成21年度（第5回）電子政府オンライン申請体験フェア参加報告書

静岡県行政書士会 電子情報管理委員会 委員 山内 大（西遠支部）

平成21年10月21日(木)に東京国際フォーラムにおいて開催された電子政府オンライン申請体験フェアに電子情報管理委員会委員（澤本・米原・山内）が参加しましたので報告及び感想を述べさせて頂きます。

このフェアでは参加対象者を企業総務・経理業務担当者及び各手続きに関わりの深い士業者（行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士等）を対象とし、特設ステージ及びモデル体験ブース並びにワークショップブースにおいてオンライン申請を体験してもらい、政府のIT戦略（情報通信技術を最大限活用した電子政府の構築を推進し、政府全体の最適化及びオンライン利用率の向上策等の新たな施策を展開する）への理解を広げ、国民経済の発展の為に幅広く活用されることを目的としています。

特設ステージでは下記の講演が行われました。

- ① 基調講演：安全・便利な電子行政の実現に向けて
<東京工業大学大学院 大山永昭 教授>
 - ② 電子政府の総合窓口（e-Gov）<総務省>
 - ③ 社会保険・労働保険関係手続<厚生労働省>
 - ④ 商業登記に基づく電子認証制度<法務省>
 - ⑤ 不動産登記に係る登記事項証明書のオンライン請求<法務省>
 - ⑥ 国税電子申告・納税システム-e-Tax-<国税庁>
 - ⑦ 地方税電子申告-eLTAX-<社団法人地方税電子化協議会>
 - ⑧ 自動車保有関係手続のワンストップサービス<国土交通省>
 - ⑨ Pay-easy（ペイジー）<JAMPA/JAMMO>
- 基調講演においては、住基ネットと住基カードの現状及び公的個人認証サービスの現状について報告がありました。また、i-Japan 戦略2015における電子政府の推進についての提言も成され、更に次世代電子行政としての地デジTV等を利用した電子私書箱の基本構想についても説明を受けました。

モデル体験ブースでは下記のオンライン申請の疑似体験会が開催されました。

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）<総務省>

- ② 公的個人認証サービス<総務省>
 - ③ 不動産登記に係る登記事項証明書のオンライン請求<法務省>
 - ④ 社会保険・労働保険関係手続<厚生労働省>
 - ⑤ 特許等のインターネット出願<特許庁/INPI>
 - ⑥ 自動車保有関係手続のワンストップサービス<国土交通省>
 - ⑦ 地方税電子申告-eLTAX-<社団法人地方税電子化協議会>
 - ⑧ Pay-easy（ペイジー）<JAMPA/JAMMO>
- 各ブースでは説明担当者が親切・丁寧に対応しており操作方法や基本概念等分かりやすく説明を受けることができました。

ワークショップブースでは10名程度のスクール形式によるオンライン申請の疑似体験会が開催されました。

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）<総務省>
 - ② 商業登記に基づく電子認証制度<法務省>
 - ③ 国税電子申告・納税システム-e-Tax-<国税庁>
- どのブースにも立見ができる位盛況で関心の高さが窺えました。私も各ブースに立見ながら参加してオンライン申請の疑似体験をしましたが質問に的確に答えて頂き、たいへん分かり易かったです。

丸一日会場内の特設ステージ・モデル体験ブース・ワークショップブースにおいて電子申請を体験しました。しかし、政府のIT戦略の一端を垣間見ることはできましたが行政書士業務と電子申請の関係性の視点から考えると問題は多く感じました。まず当然の事ながら政府の電子申請は本人申請を原則としています。行政書士の代理申請は初めから考えられておらず、どのように行政書士が関わっていくのかを検討する必要があると思われます。また、オンライン申請を普及させる為にあまりにも効率的・簡略的にオンライン申請の利用が可能になると我々行政書士の出る幕が無くなるのではないかという懸念が出てきます。

政府のIT戦略の中に許認可代理申請のプロである我々行政書士が国民経済の発展の為、行政書士の視点で政府の電子申請システムの構築に協力できるように働きかけていく必要があると強く感じました。

「ふれあい募金」寄付の報告

毎年、総会やソフトボール・グランドゴルフ大会で、会員の皆様にご協力いただいている「ふれあい募金」を、下記のとおり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に寄付致しましたので報告します。

記

1 寄付者 静岡県行政書士会 堀内昭次 会長

2 寄付の内容 寄付金 100,000円

3 贈呈式

(1) 日時 平成21年12月17日(木) 16時40分から

(2) 場所 静岡県総合社会福祉会館 3階 相談室

(3) 出席者

ア 寄付者 静岡県行政書士会

堀内	昭次	会長
岸本	敏和	副会長
加藤	修	常任理事
岩月千代子		事務局長

イ 受領者 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 牧田 正裕 常務理事

4 過去の寄付実績 (平成20年度までの累計額 2,093,612円)

平成5年	126,200円	平成9年	130,055円	平成13年	128,130円	平成17年	120,000円
------	----------	------	----------	-------	----------	-------	----------

平成6年	103,650円	平成10年	165,000円	平成14年	112,524円	平成18年	120,000円
------	----------	-------	----------	-------	----------	-------	----------

平成7年	126,000円	平成11年	119,932円	平成15年	120,000円	平成19年	120,000円
------	----------	-------	----------	-------	----------	-------	----------

平成8年	223,000円	平成12年	139,121円	平成16年	120,000円	平成20年	120,000円
------	----------	-------	----------	-------	----------	-------	----------

お礼状をいただきました

謹啓 時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は社会福祉の振興につきまして格別な御高配を賜り深謝申し上げます。

さて、この度は本会が行う社会福祉事業のために多額の御寄付を賜り、心からお礼申し上げます。

本会では、豊かな福祉社会を築くために行政、関係機関、福祉団体等と協働して、地域福祉活動の強化、民間社会福祉施設の振興、社会福祉団体の育成、ボランティア活動の推進、低所得者世帯や高齢者、心身障害児者等への支援など幅広く社会福祉事業を推進いたしております。

今回の貴重な寄付金につきましては、本会において十分検討の上、有意義に活用させていただく所存でございます。

何とぞ、今後とも一層の御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

謹言

平成21年12月17日

静岡県行政書士会 会長 堀内昭次様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 上島清介

責争	J西式	飛行	月景
平成21年(2009年)12月18日(金曜日)			
たい 地域福祉の推進のため 切に使わせてもらいた とお礼の言葉を述べた	常務理事は「活動を理解 いただきてありがとうございます。牧田 ほし」と話した。有効に活用して 地域福祉の推進の一環として募金を呼び かけた。堀内会長は「社会貢献 の県総合社会福祉会館を訪 問を寄付した。堀内昭次 県社会福祉協議会に10万 円を寄付した。堀内昭次 県行政書士会は17日、 県行政書士会が 同協議会に10万円寄付		



趣味のページ

まず魄より始めよ

静岡支部 中村吉克

此の度、『行政書士しづおか』では会員の方も会報に参加できるようにと、会員の方の趣味を紹介するコーナーを設けることになりました。「自分は趣味でこんな活動をしています。」とか「世の中にはこんな面白い趣味がありますよ。」という方は、是非、広報委員会宛に原稿をお送り下さい。

ただ、いきなり原稿を募集しても集まらないだろうからまず第1回目は広報委員が原稿を書くことになりました。

実は、わたくし「吉克」という名前の他にもう一つ「如雲（じょうん）」という名前を持っています。この名前を言うと、

「お坊さんですか？」

と聞かれことがあります。たしかに、以前、道元禅師の『正法眼藏』全巻を読破しようと思ったこともあります（結局は途中で挫折しましたが）、出家にはちょっと憧れがあります。しかし、美味しいものも食べたいし、綺麗な女性を見れば胸がときめくしと、俗世間への未練断ちがたく、未だ出家には至っておりません。

実は、10年ほど前から薩摩琵琶を習っており、『如雲』とは薩摩琵琶を演奏する時の名前なのです。

薩摩琵琶を習っていると言うと

「珍しいですね。何で薩摩琵琶を習い始めたんですか？」と聞かれることもあります。

一言で言うと『縁』が有ったということでしょうか。以前から薩摩琵琶に興味があったということではなく、音楽が好きで中学時代は吹奏楽部でコントラバス（ヴァイオリンのでっかいやつです）を弾いていたし、大学を卒業してからはギターを弾いていたのですが、何か日本固有の楽器をやってみたいと思っていたところ、静岡市の広報誌で、現在薩摩琵琶を教えてもらっている先生の開催していた初心者向けの琵琶の公開講座の受講生募集の記事を見つけ、ちょっとやってみようかと思い、気軽に始めてから10年程経ってしまったという訳です。

さて、前置きはこれ位にして、琵琶自体の話を始めましょう。琵琶はリュート属の撥弦楽器であり、大き

く分けてイラン系とインド系の2種類があります。イラン系琵琶は古代ペルシャに源を発しネックの上端が直角に後方に曲がっているので曲頸琵琶と呼ばれています。一方、インド系琵琶はネックの上端が後方に曲がることなく真直ぐになっており、直頸琵琶と呼ばれています。薩摩琵琶は曲頸琵琶（図2）に属し、その名の示すとおり室町時代の末期から薩摩（現在の鹿児島県）において武士の教育（あるいは士気高揚）のために演奏されてきました。弦は4本あり、太い弦から順に、一の糸・二の糸・三の糸・四の糸と呼びます。「一の糸」と「三の糸」を演奏者の地声（キー）に合わせて調弦ため、この2本の弦の音程は同じになります。

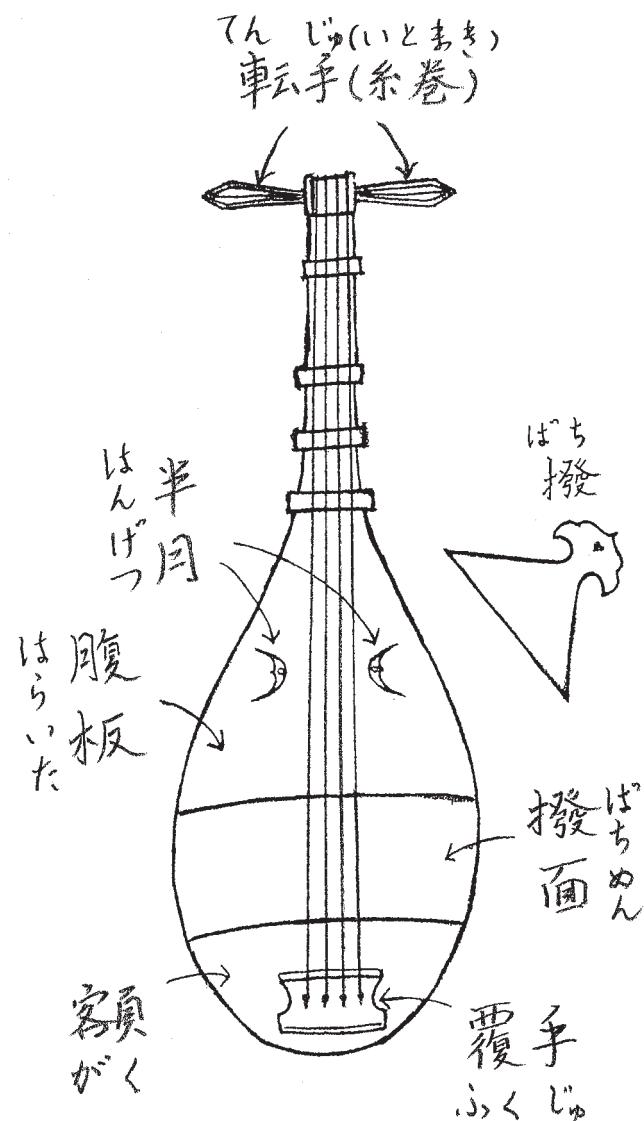
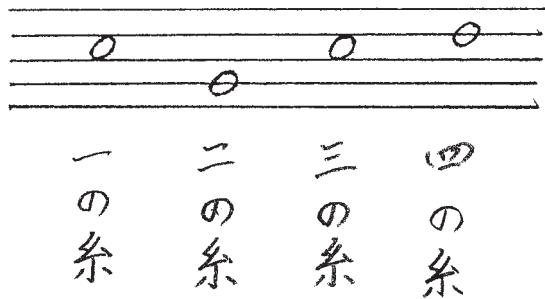


図1

その音を「ド」とすると「二の糸」は3度下の「ソ」、「四の糸」は1度上の「レ」となります（譜1）。そして薩摩琵琶にはギターのフレットに当たる『柱（ジ）』が3個しかありません。クラシック・ギターにはフレットが19個ありますから、それに比べると少ないと思われるかもしれません。しかし、薩摩琵琶の柱は高さがあるため（図2）軽く押さえると低い音が出、強く押さえると高い音が出るというように、一ヶ所の柱から複数の音を出すことができます。そのため、押さえ方の感覚を掴むまでは自分の思っていた音と違う音が出てしまうことが多々あります。演奏中

「果たして、自分はいま何を演奏しているのだろう？」という事態が起こってしまいます。



譜1

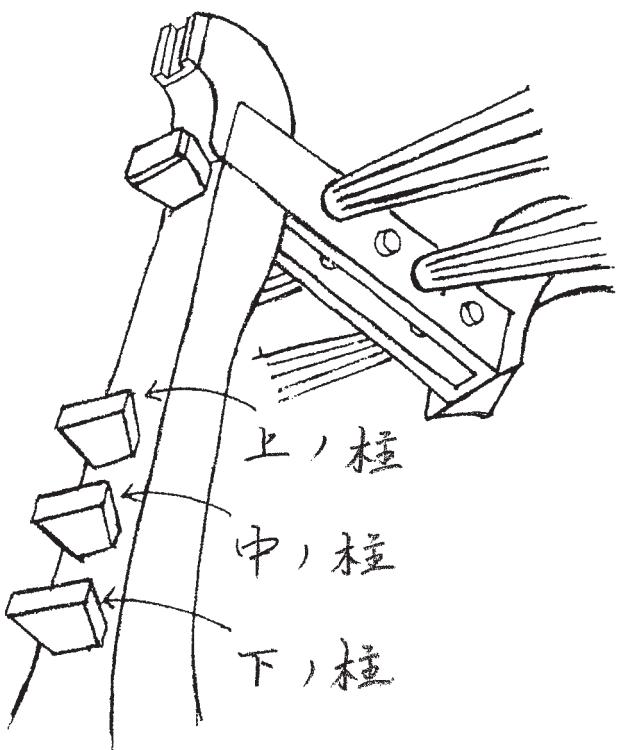


図2

次に、演奏上の特徴としては、前述したように薩摩琵琶は武士によって演奏されてきたため、私の属している薩摩琵琶正派では「一調・二氣・三声（いっちょう・にき・さんせい）」と言って声の良さよりも気合が重視され（一調となっているには調子が外れると音楽として成立しないため）、曲の内容としても様々な戦いを扱った『合戦物』と呼ばれるものが多く、男女間の恋愛に関するものは殆どありません。また、薩摩琵琶は他の琵琶に比べ樂器と撥が大きく音量があります。そして、その大きな撥で弦を弾くのと同時に樂器の胴体部分を叩くことになるため、言わば、琵琶を演奏すると同時に打樂器を演奏するような感じとなります。従って、その演奏はリズミカルで力強く、正に「武士の音楽」と言えます。

しかし、薩摩琵琶は唯力強いだけの音楽ではありません。薩摩琵琶でよく演奏される曲目に「小敦盛」・「白虎隊」・「城山」等があります。「小敦盛」は源平の合戦で源氏方の武将・熊谷次郎直実に討たれた平敦盛に関するものですし、「城山」は西郷隆盛が自害した場所の地名で、勝海舟が隆盛の死を悼んで作詞したものです。「白虎隊」については説明の必要はないでしょう。これらはいずれも戦いに敗れて死んでいった人達のことを歌ったものであり、一種の『レクイエム（鎮魂歌）』と言えるでしょう。この他にも薩摩琵琶には戦いに敗れた人々のことを悼んだ曲が沢山あります。

多くの場合、歴史は勝者の立場から描かれてきました。しかし、勝った者がいれば、当然そこには負けた者もいます。彼等の立場が正当に評価されることは少なかったでしょう。題名は忘れてしましましたが、以前読んだ陳舜臣さんの本の中に「歴史は、何が書かれたかも重要であるけれど、それと同じ位何が書かれなかったかも重要である。」という意味の文章がありました。薩摩琵琶は力強さの裏に、戦いに敗れ歴史の表舞台から消えていった人々に対する眼差しを持った音楽だと思います。

最後になりますが、静岡県琵琶協会では、5月のゴールデン・ウィークには静岡市の浅間神社にある浅間神社会館で、6月には浜松市の楽器博物館の2階にあるホールで演奏会を開いています（入場料は無料です）。実際に琵琶の演奏を聞いてみたいという方は、是非行ってみてください。

ビジネスとマラソンの類似点

沼津支部 中山 美砂

私は沼津市で父の会計事務所に勤務しており、税理士と行政書士の仕事をしています。

最近のマイブームはマラソンです。今年1月に「嫌いなことをやると能力が伸びる」という話を聞きました。税理士としても行政書士としてもまだまだ未熟な自分をとにかくもっともっと成長させたいと思い、学生時代から一番嫌いだったマラソンをやろうと決めました。

まずは3月の駿府マラソン5キロにエントリーしました。始めは1分走るのもしんどいところからのスタートでした。練習を重ねていき2週間前に現地の試走に中二の娘と一緒に行きました。試走の途中で苦しくてしょうがない私の横で「お母さん、走るの楽しいね～」と笑顔で走っている娘を見て唖然としました。「私にとって走ることは苦しいこと。でも娘にとっては走ることは楽しいこと。楽しいと感じると私も楽しく走れるかも?」と思いました。そこから練習の時もどうしたら楽しめるかを考えるようになりました。どうしたら楽しめるかと考えながら行動することは仕事にも通じるところがあります。いやいややらされる仕事では決して良い仕事はできませんので。

駿府マラソンの当日は5キロを35分で無事完走しました。次に6月に西湖20.5キロにエントリーしました。ここではきちんと練習できないまま、同じく試走に行きました。ところが、半分の10キロ辺りで足の裏に水膨れができてしまいあえなくリタイア。当日までに走れる足を作ることを目標にやりました。西湖マラソン当日は激しい雨でのスタートでした。ところが参加者の方はほとんどが笑顔。「イッショ～！」とハイションの方も大勢います。「走るのが本当に好きな方

が集まってるんだぁ」と思いました。生れて初めて走る20キロ。ラストの3キロが辛くてもう足が一步も前に出ない、これ以上ムリと諦めかけたとき、沿道の車に乗ってる人達から声援をもらいました。そんな中「あと少しでゴールだぞ！諦めるな！絶対諦めるなよ！」という男性の声が響きました。その方は車の窓から身を乗り出して応援してくれました。その言葉に感動して涙が出たら、その後足が軽くなり無事完走できました。終わってから聞いたのですが、感動の涙は体に良いホルモンを流すのだそうです。不思議な体験でした。泣いた途端に足が軽くなりましたから。

夏休みには富士山クロスカントリー10キロにエントリーしました。大まぬけな私はクロスカントリーとはただ芝生の上を走るだけだと勘違いし、それなら10キロなんて簡単だろうと思ってエントリーしてしまいましたが、実際は山道で高低差がかなりあり、とても初心者向きではないというコースでした。ただこの時はランニング仲間ができ、苦しい上り坂で応援してくれる人達がいたお陰で完走できました。

最後は11月に河口湖マラソン27キロにエントリーしました。最後も試走に行きましたが、途中から何故かコースを逆走してしまい、(地理の弱さが丸だしです。)ここでも完走できませんでした。当日は気温3.8度の寒さの中走りました。ラスト3キロでもう走り続けられないと思ったときにスマートフォン作戦をやってみました。100メートル位先の看板までと小さなゴールを決め、そこまで走ることを達成しながら進む方法を取ったら無事完走できました。

マラソンで逃げたいと感じる脳はビジネスでも同じだそうです。マラソンで逃げなくなるとビジネスでもピンチの際に逃げずに解決策が浮かぶ脳になることを目指してこれからも走り続けようと思います。

2月22日は「行政書士記念日」!!

静岡県行政書士会では、行政書士記念日に無料電話相談会を実施します。

日 時 2月22日(月) 午前10時～午後4時
電話番号 054-254-3003 (静岡県行政書士会館)

◇「行政書士記念日」のPRとして、

- ・ラジオスポットCM 22本 (SBS静岡放送で2月1日～2月22日に放送)
- ・SBS静岡放送のラジオ番組「中村こずえのほのぼのワイド」に岸本副会長が出演し、行政書士記念日をPRします。(2月22日(月)、午前11時35分から5分間程度)

日本行政書士連合会は、「行政書士記念日」のPRとして、
次のとおりテレビCMを放送します。(静岡県ではSBS静岡放送、
県東部の一部地域はTBS東京放送)
是非ご覧下さい。

平成22年行政書士記念日 テレビCM 放送概要

【テレビCM放送枠】

局名	番組名	放送日	放送時間枠
JNNネットワーク (TBS系列)	みのもんたの朝ズバッ!	2月15日 月	5:30-8:30 (CM放映は7時前後)
	水曜劇場「赤かぶ検事 京都篇」	2月17日 水	21:00-21:54

平成21年度行政書士試験

平成21年度行政書士試験が平成21年11月8日静岡大学静岡キャンパスに於いて実施されました。

試験申し込み人数 1,862名
受験者数 1,509名



新型インフルエンザ対策として、消毒薬の備付やマスクを着用しての試験実施となりました。



本年度は、例年使用してきた試験室が他の行事と競合のために使用できず、静岡大学内の複数の学部棟に分散したため、例年より多くの会員の皆さんにご協力頂きました。

試験監督員	95名
試験本部員	79名
事務局	7名



◀図書館前の掲示板に試験会場の案内図を掲示しました

新たに試験会場として利用した理学部棟▶



▲共通教育棟方向から見た試験会場農学部棟▶



農学部棟方向から見た共通教育棟▶

投稿

幕末維新・近代異人殺傷事件（その1）

（静岡支部 佐藤吉男）

（一）はじめに

開国か、攘夷かで揺れる幕末は、来日した異国人たちにとって危険と隣り合わせの時代であった。ハリスが治外法権を求めて下田条約を結んだことにも、まったくごもっともだと頷ける殺戮があった。そう考えると、ハリスの主張は、決して不平等条約ではなかったことに気づく。また、井伊大老による安政の大獄のあと、多数の外国人たちがテロリストの標的にされ、その凶刃に倒れた。攘夷派にとっては、自分達に向けられた圧政に対する報復テロが異人殺傷だった。さらに、外国人に対する対応のましさは、その後明治維新になってからも続く。その極め付けが大津事件であった。そのときどきの事件の対処について、日本人は切腹で責任をとり、外国人は賠償金を請求することに気づいて、はたと驚かされる。すなわち、命の見返りは日本人にとっては命、外国人にとっては金というわけだ。以下、横浜開港百五十年に当たって、主だった事件を論証してみようと思う。

（二）ロシア艦隊乗員殺害事件

時は安政六年（1859）八月二十五日夜八時ごろ。
現場は横浜町三丁目（現北仲通り）青物屋徳三郎の店先。
横浜の開港は安政六年六月二日。それからわずか二ヶ月で事件は起きた。

ロシア使節ムラビヨフの護衛艦隊の乗組員が食糧購入のために上陸し、帰船しようとしたところを、尊王攘夷派浪士数名が斬り付けた。見習仕官モフェット少尉、水兵イワン・ソコロフ、アレクサンドル・コロリコフ、賄夫は滅多切りにされ、イワン・ソコロフは頭上から鼻口まで斬り下げられて即死。モフェット少尉は重傷の後死亡。アレクサンドル・コロリコフは負傷。賄夫は八百屋に飛び込み命拾いしたが、出血のため死亡。犯人は特定されず、逮捕されていない。幕府はロシアに謝罪。神奈川奉行・水野筑後守は罷免された。

ムラビヨフは六月十八日、幕府と樺太境界の交渉をするために、品川沖に停泊していたが、話がまとまら

ないので、横浜に移動して、水野筑後守を相手に談判していたのである。七月二十一日は、沿海州占領の記念日で、そのための祝賀会を開いていた。酒の勢いで水兵たちが、本町の三人娘と噂のあったお花、お清、お菊をからかっていた。それを見た浪士三人が水兵たちに抜刀し、殺傷に及んだのだ。

モフェット少尉らの墓は、横浜山手外国人墓地にある。

アーネスト・サトウの「幕末維新回想記」に出てくる話である。

中里棋庵によれば、刺客は、安政の大獄で殺された、水戸浪士・飯泉喜内の残党、氣賀又十郎、安藤七兵衛、織田勇三で、彼らは水戸浪士十四人で殉忠組をつくり、川崎の佐々木藤兵衛と交流し、死ぬ前に菩提寺宗三寺の和尚に菩提を弔ってくれるように依頼したという。中里氏は宗三寺で調査したというが、水戸藩・清水弁之進という説もあるので、真相は明らかではない。ただ、この事件の翌年、ロシア艦隊が対馬を占領するという事件がおきている。それは、このときのテロに対するロシア側の報復であったかもしれない。

（三）清国人召使殺害事件

時は安政六年（1859）十一月十五日。
現場は横浜の弁天通り。
被害者はフランス領事代理ホセ・ロウレイロの清国人召使。

襲ったのは、水戸藩士の小林幸八（忠雄）。共犯は高倉猛三郎、山田一郎（南部藩士）。

清国人召使は背後から斬られて負傷後、死亡した。

事件発生後六年して、水戸天狗党が敦賀に投降した際、小林幸八が自白した。小林は、敦賀から江戸に回送され、横浜戸部の牢にて斬首された。墓は、横浜市西戸部、願成寺にあったが、今はない。

（四）小林伝吉刺殺事件

時は安政七年（1860）一月七日。
現場は東禅寺の英国大使館前。

小林伝吉は日本人だが、国籍は英國籍。ボイ・デアを名乗って通訳をしていた。というのも、彼は摂津の國の船乗りであったが、中浜万次郎らと出漁中、暴風雨で船が流された。奇跡的にアメリカの捕鯨船に助けられて、ハワイに上陸して暮らした。その後、サンフランシスコで過ごし、英語を身に付け、約八年半後、英國公使オールコックの隨員として江戸に戻っていた。

伝吉はハリスの秘書兼通訳もしていた。

ただ伝吉は、大変傲慢な性格で、万延元年正月六日に外国人を泉岳寺に案内した時に、赤穂義士の墓を杖で打って罵倒した。そのために、これを聞いていた浪士によって殺されたという説もある。また、町田屋や田原屋という妾斡旋業者と組んで、日本人女性をラシャメンとして斡旋し多額の金をピンハネしていたので、尊王攘夷派浪士に襲われたのだともいわれている。伝吉は、英國大使館前で背中から刺され、死亡した。死体のそばには、「伝吉、汝夷奴に媚び国辱を曝し、その罪赦し難し、依って天罰を加えるものなり」という高札が立てられていた。犯人は、ラシャメンお花の恋人だった野州浪人・桑島三郎ともいわれているが、関東組の浪士丸橋仙十郎らという説もある。幕臣・杉田麗吉の書いた「伝吉殺し異聞録」に、お花は妖艶妖婦の如しと書かれている。こんな無残な殺しがあったにもかかわらず、お花をはじめ素人娘のラシャメン達は、平気で英國公使館入りをしている。そして、素人娘のラシャメンは金になるというので、江戸中の斡旋屋が伝吉と同じように走り回ったのだ。

ラシャメン伝吉の墓は、東京都港区麻布四丁目、光林寺にある。

(五) オランダ商船長殺人事件

時は安政七年（1860）二月二十六日、午後七時ごろ。場所は横浜元町四丁目。

被害者はオランダ商船長フォルス、船長デツ。

二人とも日本人により大刀で斬殺された。犯人は特定できず、逮捕されていない。両遺族に、二万三千ドルが支払われた。墓は横浜山手外人墓地にある。

(六) フランス公使館旗番負傷事件

時は万延元年（1860）九月十七日、午後六時ごろ。場所は官舎済海寺前。

フランス公使館旗番ナタールが四、五人の侍と口論し、上腕部を斬られ、負傷する。

犯人は特定できず、逮捕されていない。

万延元年（1860）十月には、フランス領事ロレロの僕のイタリア人が斬られて、重傷を負った。前年十一月にフランス公使の僕の清国人が殺されたばかりだった。

(七) 生麦事件

時は文久二年（1862）八月二十一日午後二時ごろ。現場は横浜市鶴見区生麦。

襲ったのは奈良原喜左衛門ら薩摩藩士。

英國の商人リチャードソンは、マーシャル、クラーク、ボロデール夫人と川崎大師に向かっていた。彼らは、横浜村の外国人居留地からボートで船着場宮の河岸に渡り、待たせておいた馬に騎乗した。四頭の馬は、二列になって道の左側を進んだ。一方、薩摩藩主名代、島津三郎久光の一行四百人の行列は、高輪の薩摩藩下屋敷を出発して、生麦にさしかかっていた。警護の供頭は無礼な一行がやってきたものだと、緊張感を漂わせた。そのため、先頭のリチャードソンは、これ以上進むのは無理だと判断した。あわてて馬の首を返して戻ろうとした。だが、除けることはできず、行列の中へ入り込んでしまった。そこで、供頭の一人奈良原喜左衛門が、無礼者と叫びながらリチャードソンらに斬り付けた。リチャードソンはしばらく迫られた後に死亡。遺体は畠の中に放置された。マーシャルとクラークは重傷ながら本覚寺へ逃げ、ヘボンの手当てで何とか一命を取り止めた。しかし、このときの傷で命を縮めたといわれている。ボロデール夫人は、帽子を飛ばされ前髪を切られただけで、幸いにも居留地へ戻った。

居留地では報復の声が上がったが、英國代理公使ジョン・ニールは、冷静に外交ルートで交渉しようとした。この時、英國公使オールコットは日本にいなかった。そのためにニールは幕府と薩摩藩の対応に苦慮したようである。幕府はこれに対して、十万ポンドの賠償金を支払った。

ところが、薩摩藩の行列は事件の後もそのまま続行され、小田原に午後四時に到着した。そして、賠償金の支払いにも応じなかった。そのために、文久三年七月、薩摩英戦争が勃発した。戦力の差は明らかで、戦いは二日間で終わった。錦江湾に軍艦を集結させた英國の勝利。これによって、薩摩藩は今更ながら英國との戦力の差を思い知らされたのである。

薩英戦争の敗北によって、薩摩藩も攘夷鎖国論から一気に開国倒幕論へと政策を転換し、明治維新の近代国家を築く歩みを長州とともに始めることになる。な

お、薩摩藩は英國に対する賠償金を幕府から借りて支払ったが、いまだにその借金は完済していないというエピソードがある。

当地には生麦事件事件参考館があり、淺海武夫氏が詳細を物語ってくれる。

(八) 下関戦争

時は文久三年（1863）五月十日。

現場は長州下関海峡。

襲ったのは、長州藩。

襲われたのは、米、仏、蘭船。

これは事件というよりも戦争である。幕府が攘夷決行を決めると、長州藩は、下関海峡を通過する米、仏、蘭船を相次いで攻撃した。これに対して、各国軍艦は報復攻撃を行い、幕府に瀬戸内海の安全航行の保障を申し入れた。しかし、英國公使オールコックは、列国艦隊の下関遠征の準備を整えた。そして、強行に及んだ。

元治元年（1864）七月二十七、二十八日の両日、列国艦隊は横浜から出動して、八月四日下関への攻撃を始めた。列国艦隊は、英1、米1、仏3、蘭4の十七隻から成り、陸戦隊約二千名を上陸させて長州藩の弾薬庫や砲台を破壊した。

これに驚いた長州藩は、休戦交渉を申し入れ、下関戦争は終結した。ここにいたって長州藩も列強との軍事力の差を思い知らされたのである。

(九) 箱屋惣兵衛暗殺事件

時は文久三年（1863）九月二十三日。

現場は江戸両国橋。

襲ったのは攘夷派浪士。

箱屋惣兵衛は横浜の異人のスパイ。その首は江戸両国橋に晒された。江戸の情勢を異人に売り、日本人女性を異人に斡旋していたので、攘夷派の恨みを買っていた。

(十) 鎌倉事件

時は元治元年（1864）十月二十二日、午後二時半から三時ごろ。

現場は鎌倉市大町。

襲ったのは清水清次と間宮一。共犯者は、無宿者、蒲池源八、稻葉丑五郎。ただ、この事件は当時国民の喝采を受け、共犯者はヒーロー視されたことから、名誉欲のために名乗り出た可能性も強い。

英國士官ボーラードウイン少佐とバード中尉は、鎌倉遊覧のために通訳一人を連れて、江ノ島から大仏へと向かおうとして石橋を渡っているときに、攘夷派にうしろから襲われ、斬殺された。バード中尉は斬りつけられてから数時間生きていたが、ボーラードウインは即死だった。彼らはかねてから、おそその、おたかというラシャメンを同伴していたので、攘夷浪人たちの憤怒を買っていた。また、神官の制止もきかず、八幡宮を靴のままズカズカと参拝する態度が、間宮のひんしゆくを買ったともいわれている。鎌倉遊覧に際して、幕府は、この地域は歩道には危険だとして、護衛をつけるよう警告したが、英國側は受け入れなかったようだ。神奈川奉行・大久保紀伊守忠宣が騎馬で駆けつけてくると、間宮は素早く逃亡してしまった。

主犯格として清水清次が捕らえられ、約一ヶ月後の十一月二十九日、横浜戸部の刑場に連れて行かれ、英國軍隊の面前で打ち首。その生首は三日間にわたって吉田橋のたもとに晒された。

もう一人の犯人、間宮一も慶應元年（1865）七月十一日江戸で自首して出て、横浜戸部の刑場で、処刑された。

清水と間宮の関係は明らかではなく、イギリスからの要請があったとはいえ、なぜこれほど早く犯人が捕らえられたかは謎とされている。イギリスの軍艦が薩摩との戦争で打撃をうけていたので、幕府の姿勢は意外にも強硬であり、いち早く犯人逮捕に動いたようである。

(十一) ヒュースケン事件

時は万延元年（1860）十二月五日。武江年表には十二月五日となっているが、福地源一郎の「懐往事談」では、十月下旬となっている。中里機庵の「らしゃめん情史」では、この直後、外国奉行・堀織部正が嫌疑を受けて切腹したのは、十一月五日なので、十月下旬というのが正しいようである。しかし、ここでは通説に従っておく。

現場は江戸麻布古川橋。

襲ったのは薩摩藩士ら七名。後に薩摩藩の伊牟田尚平と出羽清川村の郷士、清川八郎の仕業であることが判明した。一時は犯人不明の事件であった。首謀者は、伊牟田尚平、神田橋直助、樋渡清明の三人で直接の加害者でもあった。その他にも二十一名の一昧がいて、堀家の書生をしていた斎藤武之進に嫌疑がかけられた。そのために、堀は閣老・安藤対馬守から叱責されて、

自決したのである。ただ伊牟田らが実際に狙ったのはヒュースケンではなく、ドイツの全権オイレンボルクであった、といわれている。堀織部正の目付役・黒川佐中が後に「追憶録」を書いている。

ヒュースケンはこの時期のアメリカ公使館付きの通訳官。オランダのアムステルダム生まれ。早くからアメリカに渡って、安政二年（1855）、アメリカ総領事ハリスが来日の際、通訳官としてニューヨークから同行し、翌三年（1856）、下田に着いた。英、仏、蘭三ヶ国語に通じ、滞日中、日本語を学んでハリスの助手として尽力した。

安政五年（1858）、イギリス使節エルギン、万延元年（1860）、プロシャ使節オイレンブルグの条約締結に際し、通訳の労をとった。

事件の概要は次の通り。同年（1860）十二月五日夕刻、赤羽のプロシャ使節の宿所から麻布・善福寺のアメリカ公使館へ帰る途中、騎乗のまま両わき腹を刺された。抜き身の浪人を振り切って疾走したものの落馬し、幕吏の手で公使館に運ばれ、手当ての甲斐なく未明に殉職した。そして、麻布・広尾の光林寺に葬られた。剣客・伊牟田の一刀で、腹から下を深くえぐられていたのである。

この事件で各国公使は激怒し、英仏公使は旗をまいて横浜に帰り、一時は形勢容易ならざるものがあったが、ハリスの斡旋により、ヒュースケンの老母に洋銀一万ドルを支払うことで決着した。ヒュースケンは大の親日家で、当時、芝浦の万清茶屋にいた「お里」という船頭の娘とプラトニック・ラブを続けていたという。それを見た浪人には、夷敵が日本の女子をかどわかしていると映ったのかもしれない。光林寺の記録には、「お里」がヒュースケンのために香華を手向けたことが記されているそうだ。

この事件は日本人による外国人暗殺の走りで、以後このたぐいの事件が頻発することになる。その後、伊牟田は江戸で幕府を挑発する事件を起して西郷隆盛を喜ばせたが、京都や大津での辻斬り強盗の責任を取られ、二本松の薩摩藩邸で切腹して果てた。口封じのための詰め腹だといわれている。

一方、清川八郎は、浪士隊を率いていた。しかし、新撰組と袂を分かち、佐々木只三郎らによって暗殺された。清川八郎の首は石坂周造が落とし、それを山岡鉄舟が所持院に葬っている。清川暗殺は老中・板倉勝清がたくらんだものといわれている。佐々木只三郎はやがて見回組頭取となり、坂本龍馬を暗殺するのであ

る。

（十二）第一次東禅寺事件

時は文久元年（1861）五月二十八日。

現場は江戸・高輪・東禅寺内、英國公使館。

襲ったのは、水戸浪士・有賀重信（半弥）、前木新八郎、森半蔵、榎鈎三郎ら十四名。

攘夷熱に燃える有賀らは、二十八日夜、白刃をふるって正面から公使館内に乱入、警護にあたっていた外国御用出役四十余人、郡山、西尾両藩の兵百五十人と渡り合い、書記官オリハント、長崎領事モリソンを傷つけ、さらにオールコック公使の姿を追い、その隣室まで殺到した。しかし、室内は暗くて思うように戦うことができず、公使オールコックは危うく難を逃れた。十四名の襲撃者のうち二名は闘死。一名は重傷後捕らわれて死亡。残り三名は品川の酒楼で斬夷の祝杯を上げた後自刃。残る八名は行方をくらました。警備の幕吏百二十名のうち一人は即死、十二人が負傷、馬一匹が即死であった。

このうち黒沢五郎保高と高畠総次郎胤正のふたりは翌・文久二年（1862）一月十五日、閣老安藤信正の襲撃に加わり、坂下門外で闘死している。

外国公使館の警備はこの事件を契機にいっそう厳重になり、幕府はその対策に頭をいためるのである。ただ「東禅寺にラシャメンあり」といわれ、二階のベッドには若い日本人女性が二人斬り殺されていた。攘夷浪士の感情の中に、外人に春を売る女への怒りがあったことは確か。「この売女め！」という浪士らの叫びが聞こえて来そうである。その女性の一人がお花であったかどうかわからないが、もしお花であったとすれば、よくできた話である。

オールコックは来日翌年の万延元年（1860）、外国人として始めて富士山の登山したことでも有名。その際、熱海で飼い犬のトビーが間欠泉から噴出する湯で火傷を負い、死んでしまう。熱海の人々は心を痛め、トビーの亡骸を絹帷子で包み、宿の庭へ好物の豆と一緒に埋葬した。江戸へ戻ったオールコックも、墓石にする石を熱海に送った。オールコックは明治三十年（1897）ロンドンの自宅で死去している。大の日本びいきであった日本人の人情に感動したからである。

だが、一方でオールコックは、兵庫、大阪、江戸の即時の開市を迫った。それは無理だという幕府に対して、本国イギリスの外務大臣・ルッセルは、イギリスから日本に輸出する商品税を軽くするように迫った。

そして、ロンドン条約で、三市の開市は遅らせるものの、輸入税率はすべて五分に減ずることが決定した。これは後々の日本にとって大変な損失だった。当時の輸入のトップはイギリスの綿織物であったから、イギリスはこの事件の見返りとして、大変な利益を上げることになる。

(十三) 第二次東禅寺事件

時は文久二年（1862）五月二十八日深夜。

現場は同じく東禅寺内、英國公使館。

第一次東禅寺事件の翌年に、守衛の松本藩士、伊藤軍兵衛が公使の寝室を襲おうとして、英國人、伍長リチャード・クリンプス、水兵チャールズ・スイートの二名を殺害し、直後に自決するという事件がおきた。リチャードらは翌朝死亡している。

伊藤は水戸浪士と接触していたので、攘夷の実践をしたとも考えられるが、真相は松本藩の捨石になったものといわれている。松本藩は、公使館の警護を押し付けられて莫大な出費を余儀なくされていたからだ。

伊藤の遺体をあらため、一緒に警護にあたっていた同僚は、

「伊藤は、水戸浪士の公使館再襲撃のうわさを聞き、自分がいけにえになることによって、松本藩の警護役を解こうとしたのだ」

と言った。果たしてそうだったのか？ 東禅寺の裏門

に近い雑木林の中で若い二人の娘が殺されていた。六月十九日、鎌倉閣魔堂の僧・覚安が自首して出た。幕府は彼を盜賊として処罰したが、その二、三日後に伊藤軍兵衛が遺書を残して、高輪の自宅で切腹したのだ。伊藤は別手組のまだ二十三歳の若侍。遺書によれば、イギリス人のやからが我が物顔に日中公道を闊歩し、ラシャメンたちと平然とキスをしているのを幕府が見て見ぬ振りをしているのが気に入らぬ、というわけだ。そうすればラシャメン二人が殺されていたのも頷ける。ラシャメン殺しの犯人も伊藤であったかは定かではない。おそらく同調した同志の手によるものと思われる。

別手組は、文久元年にもうけられた、異人警護の旗本より抜きの部隊だった。それまでは、足軽が公使館の警備をしていたが、異人殺傷事件が多発したので、幕府はさらに警備を強化したのである。ただ、これにかかる各藩の出費はばかにならず、ラシャメンと遊んでいる異人たちを見て、若き伊藤は大変な侮辱と思ったにちがいない。

橋本作造なる旗本は、組頭に意見書を提出して組を脱退し、五百万石の食禄をすて、町人になってしまった。そして、その怒りを「蠅糞録」という本に書いているほどである。

その後、この事件に対して、代理公使ニールは、幕府へ巨額の賠償金を請求すると、記者団に語っている。

（続く）

投稿

電話

（富士宮支部 保坂昭秀）

この話、現代のヤングから信用されそうもないが、私が恩師の薦めで地元の金融機関に就職したのは、昭和27年4月、出身の農村部落には電話がなく、農協の有線放送のみだった。吉幾三のデビュー曲「電話もねエ、ラジオもねエ」の時代だった。

職場は現代の様に入社教育の制度がなく、何事もブックケ本番、机上の電話ベルが鳴ると受話器を取っても上気して相手の話が満足に聞き取れない。トイレまで先輩を呼びにゆき小言を貰った記憶がある。もちろんハンドルをグルグル回して交換手を呼び出す磁石式電

話、ダイヤル式になったのは数年後の話。

自動化されたが、電話局に架設申し込みをしても回線の都合という理由で数年待たされた。いまは申込み一週間で架設出来る時代、振返ると隔世の感がある。最近、振り込め詐欺や迷惑電話防止のため、電話帳に氏名を掲載しない人、携帯電話で十分対応出来ると固定電話を架設しない人が散見される。私が自営業を開業した平成7年、事務員を雇用する余裕がないため携帯電話を購入、その頃はサービスエリアも狭く、使用者はお医者や不動産業者くらい、現代の製品より大き

く重く不便であった。最近は軽量化され各種の機能も付き、電話会社も多くなり便利……。

驚くのは、中学生がカラフルな携帯電話を所有している。メールとか、異性交友のツールともなり、若い頃読んだ石坂洋次郎の小説「青い山脈」に登場するラブレター「へんしい、へんしい〇様」は過去の遺物。最近ファイバーとかインターネットの普及に伴い、壳込み勧誘電話、チラシ、理解に苦しむ老人はついて行けない。事務所兼自宅で仕事しているとセールス電話が頻繁にかかるてくる。

某月某日「もしもしし××さん。私は高校二年生の時、卓球部でお世話になった〇〇です。覚えていらっしゃるでしょうか？今日突然電話差し上げましたのは東京証券取引所第二部上場しようと準備している株式会社〇〇の社員です。今日は先輩の様な社会で活躍しているお客様のみ、耳寄りな有利な情報を差し上げたく電

話させて頂きました」

馴々しく、洗練された言葉使い。

「俺は卒業まで補欠、あんたは知らないよ」思わず口に出かかった。

「この秋、何とか物産、東南アジアで農作物栽培をして業績は順調、株式店頭すると数十万円の値が付きます。今回の公募売出し価格は60万円、お買い得です。特別の人しかセールスしていません」

なんだ、振込め詐欺と同じじゃないか、

「貴方も上司から指示されて電話しているの、そんな有利な情報は他人に漏らさず自分が儲けたら…」途端に電話がブツンと切られた。傍で聞いていた女房いわく「丁重に断らないと、相手が悪い筋の人なら因縁付けられるよ」

げに電話は恐ろしいものである。

川柳

平成廿一年十一月七日 山本順平



手をかけた息子を嫁がひとり占め
落ち着きを戻せと遮断機下りてくる
ことわざで励ます祖母の深い思慮
幸せを土産に貰うハイキング
開店に予算をこえるショッピング

「行列ができる行政相談所」

第21回

所長 役 所 行 蔽



自動車の抹消登録制度が変わったのですか？

A 新しい抹消登録制度等について

平成17年1月1日から。使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の本格施行と同時に、道路運送車両法の新しい抹消登録関係の手続がスタートしました。

登録自動車及び軽自動車を抹消登録（軽自動車は、届出）する場合大きく分けて三通りあります。

一、使用済自動車の解体に係る永久抹消登録、解体の届出手続きについては、（法第15条）自動車の最終所有者は、当該自動車が自動車リサイクル法の規定に基づき適正に解体された旨の報告を受けた日以降抹消登録申請又は解体届出をすることができます。

当該自動車に車検残存期間がある場合は、それに対応する自動車重量税額を同時に還付申請することもできます。

二、自動車の輸出については、所有者が輸出をする時までに輸出抹消登録（法第15条の2）の申請をし、かつ、輸出抹消登録証明書の交付を受けなければなりません。

当該自動車が輸出されその事実確認されたとき輸出抹消登録が行われます。

又、当該自動車が輸出されることなく輸出抹消登録証明書の有効期間が満了したときは、15日以内に運輸支局に輸出抹消登録証明書を返納し、一時抹消登録の申請をすることになります。（第15条の2第5項）

輸出抹消登録は、大型特殊自動車、被けん引自動車、二輪の小型自動車には、適用されません。（登録規則第六条の3）

三、当該自動車を運行停止した場合、その自動車の所有者は一時抹消登録（法第16条）の申請をすることができます。

再度運行するときは、中古新規登録（法第7条第1項）をして、利用できます。

一時抹消登録後の当該自動車を解体した場合、及び輸出した場合は、前項通りの手続をします。その他自動車税は、その年度の4月1日現在の所有者に一年分が課税されるため、年度の途中で名義変更登録があり、かつ、抹消登録された場合は、4月1日の所有者に抹消登録の翌月から3月分までの月割額が後日還付されます。（軽自動車は該当しません）

自賠責保険は、他の保険と異なり任意に解約することはできませんが永久登録抹消登録、輸出抹消登録、一時抹消登録を受けた場合解約手続きすることができます。ただし、それぞれの証明書の添付を必要とします。

自動車保険については、任意ですので、当該自動車の廃車は勿論のこと、譲渡、車検切れ、海外渡航、盗難、災害等一時的に契約を中断することが可能ですがその場合は、中断証明書を取得されるのが良いでしょう。中断後新たに加入される際には中断前の契約の無事故割引を適用できる場合があります。



建設工事の施工にあたり、元請負人となった建設業者の義務のうち、下請負人に対して支払う下請代金の適正な支払について教えて下さい。



下請代金が適正に支払われないと、下請負人の経営に悪影響を及ぼしたり、それが基で、手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保に支障をきたしかねません。

そこで、建設業法（以下、法という。）では、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的として、下請代金の規定が設けられています。

ア. 下請代金の支払方法（一般建設業者、特定建設業者に共通）

① 前払金について

元請負人は、注文者から請負代金の前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。（法第24条の3第2項）

② 出来高払及び竣工払

元請負人は、注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その工事を施工した下請負人に対して、支払を受けた金額の出来高に対する割合及びその下請負人が施工した出来高部分に相応する下請代金を、出来高払又は竣工払を受けた日から1ヶ月以内で、かつ、出来る限り短い期間に支払わなければなりません。（法第24条の3第1項）。

ところで、請負代金の支払いを受けてから1ヶ月以内とありますが、元請負人が注文者から請負代金をなかなか支払ってもらえない場合、「その支払を受けるまでは下請代金を支払わなくてもよいのでは？」という疑問が生じます。

しかし、請負契約においては、当事者は必ず請負代金の支払いの時期を定めることになっていますので、支払日が到来したら元請負人は下請代金を支払わなければなりません。（法第19条第1項）

③ 下請工事に対する完成検査及び工事目的物の引渡し

元請負人は、下請工事の完成を確認するための検査を、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内の出来る限り短い期間内に完了し、工事完成を確認した後、下請負人が

引き渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

ただし、あらかじめ下請契約で一定の引渡日が定められているときは、この引渡日が工事完成から20日以内であれば、工事完成確認検査直後でなくとも、この日に引き渡しを受ければよいことになりますが、この日が20日を超える場合は、20日に短縮されます。（法24条の4第1項・第2項）

イ. 下請代金の支払方法（特定建設業者の場合）

特定建設業者の制度は、下請負人保護のために設けられたため、アの事項のほかに下記の義務が課せられています。（法24条の5）

Ⅰ.（特定建設業者の下請代金の支払期日）

① 下請契約における下請代金の支払期日は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から起算して50日以内で、かつできる限り短い期間内において定められなければならないません。（下請負人が特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）

なお、50日を超える日を支払期日と定めたときは、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から起算して50日を経過する日が、下請代金の支払期日と定められたものとみなされます。

② 下請契約において、下請代金の支払期日が定められなかったときは、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日が、下請代金の支払期日と定められたものとみなされます。

Ⅱ.（特定建設業者が手形で下請代金を支払う場合）

下請契約における下請代金の支払いにつき、元請負人は支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

Ⅲ.（特定建設業者の支払期日の遵守義務と遅延利息）

特定建設業者が支払期日までに下請代金を支払わなかった場合は、下請負人に対して、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から起算して51日目からその支払をする日までの期間に對応する遅延利息を支払わなければなりません。

講習会・研修会

産業廃棄物処理業務に関する講習会

日 時 平成21年10月27日(火)自13時30分至16時00分

会 場 シズウェル 7階703会議室

講 師 中小企業診断士・行政書士 望月敬介会員

出席者 会長 堀内、副会長 鈴木市

部長 日内地、委員長 青島

委員 齊藤、二宮、諸田、森下、勝間田

山本、小倉、長谷山

受講者数 159名

議題・研修議題

- (1) 経理的基礎の判断基準とその事前対応について
- (2) 中小企業診断士としての診断書作成依頼に関する留意点
- (3) 経営改善計画と計画書の作成について



土木農地業務講習会

日 時 平成21年11月12日(木)自13時30分至17時00分

会 場 シズウェル 7階703会議室

講 師 静岡県建設部都市局土地対策室

主査 田代憲孝様 柴田 肇様

静岡県建設部農地局農地利用室

主査 石上文明様 秋山昌之様

出席者 会 長 堀内、副会長 鈴木市

部 長 日内地、理事 土屋

委員長 水野、副委員長 河野

委 員 天野、今井、倉田、松井、田中

受講者数 190名

議題・研修議題

- (1) 都市計画法による開発許可制度の概要と立地基準
- (2) 農地法改正点等について



一般貸切旅客自動車運送事業講習会

日 時 平成21年11月16日(月)自13時30分至16時40分

会 場 ペガサート 6階プレゼンテーションルーム

講 師 中部運輸局静岡運輸支局運輸企画専門官

山本 巧様

出席者 会 長 堀内、副会長 鈴木市

部 長 日内地、委員長 青島

委 員 齊藤、森下、勝間田、山本、小倉

長谷山、諸田、二宮

受講者数 31名

議題・研修議題

- (1) 一般旅客自動車運送事業の書類作成における留意点



風俗保健委員会業務講習会

日 時 平成21年11月24日(火)自13時30分至16時30分

会 場 あざれあ

講 師 静岡県警本部課長補佐 仁尾武重様
係長 浅野祐史様
風俗保健委員会委員 横井博人委員
" 滝浪喜十男委員

出席者 会 長 堀内、副会長 後藤、部 長 田中
委員長 服部
委 員 横井、滝浪、横井

受講者数 57名

議題・研修議題

- (1) 静岡県の風俗営業許可申請の現状について
- (2) 2号営業許可申請書の記載方法について
- (3) 現場検査の思い出話



建設法人労務業務講習会

日 時 平成21年11月30日(月)自13時20分至15時10分

会 場 シズウェル7階703会議室

講 師 ワイズ公共データシステム(株)
取締役 藤井正紀様

法務労務委員会委員 竹田達紀委員

出席者 副会長 月見里、部 長 平岡
委員長 鈴木(幹)

委 員 梅原、前田、塩崎、竹内、鈴木(亨)

受講者数 110名

議題・研修議題

- (1) 経営審査受審のための財務諸表作成について
- (2) 合同会社(LLC)ってなに?



産業廃棄物処理業務に関する講習会

日 時 平成21年12月3日(木)自13時00分至16時30分

会 場 あざれあ(男女共同参画センター)

6階大ホール

講 師 土木農地運輸環境部部長 日内地孝夫委員
同部運輸環境委員会委員 長谷山 朗委員
同部運輸環境委員会委員 山本 恭彦委員

出席者 副会長 鈴木、部 長 日内地
理 事 土屋、斎藤
委員長 水野、青島 副委員長 河野
委 員 田中、松井、天野、今井、倉田
二宮、山本、小倉、長谷山、森下

受講者数 70名

議題・研修議題

- (1) 土地利用事業指導要綱と処理施設計画
- (2) 申請、届出等手続に必要な環境配慮の実施例
- (3) 産業廃棄物処理施設計画に関する基礎知識



国際業務講習会

日 時 平成21年12月9日(水)自13時30分至16時50分
 会 場 シズウェル7階703会議室
 講 師 名古屋入国管理局永住審査部門統括審査官
 元藤賢治士様
 涉外家事国際委員会 久保田吉光委員
 出席者 会長 堀内、副会長 後藤、
 部長 田中、委員長 大高
 委員 久保田、杉浦
 議題・研修議題
 (1) 入管手続きの全般及び在留資格の定住者
 について
 (2) 事例から学ぶ入管業務の基礎知識



去年、沼津支部忘年会において第一回静岡県行政書士会沼津支部 新俳句大会が模様されました。優秀作品には、夢満載の景品が贈呈されるところで、流石行政書士だ?と思わせる作品が多く寄せられ披露されました。

作品の紹介をします。

MG先生

不景気や 我が家においても 仕分けされ
我が家では 政権交代 昔から

MH先生

暮れの夢 かけるしかない わが財布
神のみぞ わが運を知る 暮れの夢

KA先生

先達の 訃報の届く 時雨かな
煩惱を 残せし我に 除夜の鐘
摺子木に 力を込める とろろ汁

KS先生

三億円 夢を求めて 人の列
支部長の 背中寂しく 年の暮れ

TY先生

生恥を かいてさらして 年の暮れ

TO先生

こづかいの 理由も不明で 仕分けされ
DY先生

虎を駆って 夢を元朝の 空に撒く

AI先生

忘年会 自分の年も 忘れてる

TS先生

キャンドルを見て むなしさつのる 年の瀬を
SS先生

環境に やさしく響く えこひいき

牡蠣食えば 原はなるなり 除夜の鐘

指折て 数える季語や 春の月

愛情が レモンの香り ウイスキー

白富士の 姿も似てか コンパニオン

宝くじ 副支部長に 春の夢

クリスマス クリスマスイブ クリスマス

仕事なら 行政書士に 神頼み

TN先生

電話取り 催促でないと 胸おろし

ちなみに、景品は年末ジャンボ宝くじでした。
見事、夢がかなった先生がいるかも…

三年生



去年、北陸旅行をした際世話になった福井の友人に、歳暮代わりの安物の三ヶ日みかんを贈った。ほどなくズワイガニが送られてきた。思いがけず（思惑通り？）みかんで蟹が釣れた。味をしめ、今度はタラバを釣ろうと、しばらく疎遠になってはいるが北海道の友人に、磐田特産えび芋のちょっと上等品を贈ってみた。しかし、こちらは案に相違し、簡単な礼メールが一通届いただけだった。

やっぱり柳の下にどじょう（蟹）は二匹いなかった。
ところで、日頃からお世話になっている広報委員諸氏には、どうしたものか。でも、こんなこと書いた今更、心からの感謝と真心をもってしても、それは通じないだろうなあ。やめておこう。

サユリスト

「年年歳歳花相似

歳歳年年人不同」

という言葉がありますが、去年一年間の我が身を振り返ってみると、変化したことといえばチラホラと目立ち始めた武藤敬司ばりの白い顎鬚と日々衰えを実感する体力ぐらい。今年こそは前向きにCHANGEしなければと思い、その第一歩として人生何度も禁煙を決意。果たして、いつまで続けられるか？

居残り佐平次

新年明けましておめでとうございます。突然ですが、みなさん、初夢はいかがでしたか？川勝知事の「一富士二鷹三茄子」の記事を目にしたにも関わらず、私は、現実とかけ離れた恐怖系の夢を見ました（内容は伏せます）。目覚めが悪かったのはもちろんのですが、もしかして何かのメッセージ？逆夢かも？と、淡い期待を抱きながら、早速インターネットで夢占いを検索。結果は…「ストレスが溜まっているようです」。年明け早々、何やらスッキリしませんが、本年もよろしくお願ひいたします。

白髪発見！の訳あり商品

編集後記

年末年始の楽しみは人それぞれですが、私はといえば、どこへ出かけるでもなくT Vで箱根駿伝を見ることと読書くらいでしょうか。

日頃読もう読もうと思って積んどいた本の中から感心した話があったので紹介します。

「愛のないラーメン屋の話」

今はこってりしたラーメンがはやりですが、人気の今ひとつ出ないラーメン屋の親父曰く

「うちのは、さっぱりしていてうまいんです。」

こってりしたラーメンが流行ならこってりしたラーメンを作ればいい。お客様に尽くすのが仕事であってこのラーメン屋の親父さんは、お客様に対する愛がないという話です。

今年はひとつ「愛のある行政書士」でも目指しましょうか。

入賞



「ヨルダン'S ブルー」
岩山と二頭のラクダみえますか?
(ワディラム・ヨルダン)

沼津支部 大貫勝己会員

「桜紅葉（さくらもみじ）」

静岡支部 高桐正雄会員



「ノスタルジア
～日本最南端の島より～」

三島支部 野中房代会員

入賞

「藤守の田遊び」

静岡支部 佐 藤 吉 男 会員



佳作



「バラの雫」

西遠支部 竹 内 一 登 会員



「秋の田代池」

清水支部 横 澤 肇 会員



「鈴なり」

三島支部 永 原 喜代治 会員

発行 静岡県行政書士会 会長 堀内昭次 編集 広報委員長 森 保郎

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846